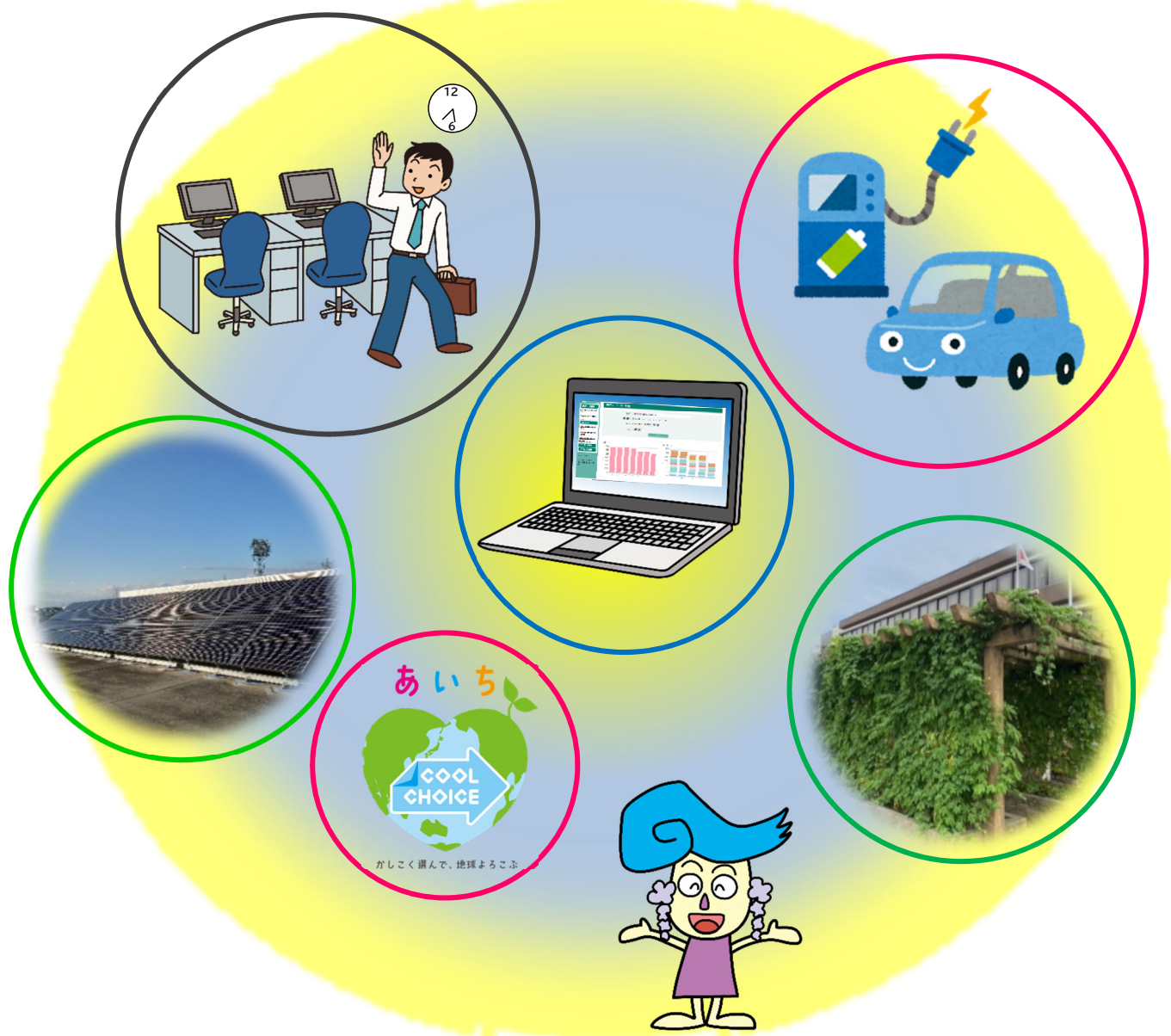


# 第四次 江南市地球温暖化対策実行計画



令和5年3月

青い地球を次の世代につなぐまち

江南市



# 目 次

第1章 計画の基本的事項 .....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の目的 .....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間及び基準年度 .....	3
5 計画の対象範囲.....	4
6 対象とする温室効果ガス .....	5
第2章 本市の温室効果ガス排出状況 .....	6
1 温室効果ガス排出量の算定方法.....	6
2 温室効果ガス排出量 .....	8
3 エネルギー使用量.....	13
第3章 温室効果ガスの削減目標.....	19
第4章 温室効果ガス排出削減のための取り組み.....	25
1 取り組みの基本方針 .....	25
2 具体的な取り組み .....	28
第5章 計画の運用 .....	32
1 推進体制 .....	32
2 作業内容 .....	33
3 計画の点検・評価.....	34
4 計画の点検・評価結果の公表 .....	34
5 職員に対する情報の提供 .....	34
資料編 .....	35



---

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化の現状とその影響

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題となっています。

地球温暖化とは、人の活動に伴って排出された二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが原因となって、地球の平均気温が上昇することです。近年の急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、気候変動に伴うマラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活への影響などが懸念されています。

### (2) 地球温暖化に対する国際的な取り組みと日本での取り組み

地球温暖化に対する国際的な対策として、平成 27（2015）年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、世界共通の長期目標として、産業革命以前に比べて世界的な平均気温上昇を 2℃未満に抑える目標を設定しました。すべての国に対し、令和 2（2020）年以降の自国が決定する貢献を 5 年ごとに提出・更新するとともに、温暖化に対する適応策の策定も求めています。

日本では、令和 12（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で、温室効果ガスの排出を 26%削減する目標を掲げた「地球温暖化対策計画」（平成 28（2016）年 5 月閣議決定）を策定し、各方面におけるエネルギー管理の徹底、省エネ型機器の普及、建築物の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの導入など各種の取り組みを実施してきましたが、国際的な動向を受け、令和 2（2020）年には、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを宣言しました。この宣言を受け、令和 3（2021）年 10 月には、新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、2050 年カーボンニュートラルの達成という長期目標と、当該目標に整合的で野心的な中期目標として令和 12（2030）年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらには 50%の高みに向けて挑戦を続けるという新たな削減目標が位置づけられました。二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、令和 12（2030）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した、新たな目標実現への道筋を描いています。

地方公共団体に関しては、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項において、事務及び事業に関して、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」の策定を義務づけられており、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定と目標達成に向けた取り組みが進められています。

### (3) 江南市の取り組み

本市では、これらの国などの取り組みを踏まえ、温暖化を含む地球環境問題に対応するため、これまでに様々な取り組みを行ってきました。

平成 12（2000）年 1 月には、公共施設の各職場において、環境に配慮した行動が日常業務で定着することを目的として、江南市役所環境保全の行動計画(江南エコアクションプラン)を策定しました。また、平成 20（2008）年 3 月には、一事業者としての市の事務及び事業に関する「江南市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出状況の把握や、排出の抑制に取り組んできました。以後、5 年ごとに計画を見直し、継続的に取り組みを進めてきた結果、排出量を順調に削減してきました。平成 28（2016）年 3 月に策定した第三次計画では、これまでの排出量に加えてエネルギー使用量も削減目標に設定し、温室効果ガスの排出の抑制に取り組んできましたが、令和 5（2023）年 3 月の第三次計画の計画期間終了に伴い、計画の改訂を行うこととします。

表 1-1 これまでの目標達成状況

計画期	基準年排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	計画期間※1	削減目標	実績排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
第一次	8,013 (H18(2006))	H20(2008)～ H24(2012)	H24(2012)に 基準値比約▲7%	7,439 (▲7.2%) (H24(2012))
第二次	7,647 (H23(2011))	H25(2013)～ H29(2017)	H29(2017)に 基準年度比▲6%	6,605 (▲13.6%) (H29(2017))
第三次	6,662 (H28(2016))	H30(2018)～ R4(2022)	R4(2022)に 基準年度比▲16%	6,056 (▲9.1%) ※2 (R3(2021))
	電気使用量 10,144,599 kWh/年 燃料使用量 (例:LPG) 168,588 kg/年 公用車使用量 (例:ガソリン) 59,041 ℓ/年 (H28(2016))		R4(2022)に エネルギー使用量 基準年度比▲6%	電気使用量 10,153,249 kWh/年(0.1%) 燃料使用量 (LPG) 154,712 kg/年 (▲8.2%) 公用車使用量 (ガソリン) 51,126 ℓ/年 (▲13.4%) (R3(2021))

注) ※1 すべて年度を示す。

※2 第 3 次計画の実績排出量は、直近年である令和 3（2021）年度の値を示す。

## 2 計画の目的

本計画では、市役所を一つの事業所として捉え、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出実態とその特性を把握するとともに、それに基づいた本市の現況に即した温室効果ガス排出量削減に対する取り組みについて、職員一人ひとりに周知徹底し、省エネルギー・省資源行動を実施することにより、江南市職員が一丸となって脱炭素社会の実現に貢献していくことを目的とします。また、職員自らが環境に配慮した行動を率先して実施することにより、全市的な取り組みの普及を図ります。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「第6次江南市総合計画」や環境行政の大綱を示す「第三次江南市環境基本計画」の下位計画に位置付けられ、温対法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画に該当します。

本計画の目標達成に向けた具体的な取り組み事項には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第14条第1項に基づく「中長期計画」など、個別の計画や指針を含みます。

また、施設や設備機器の新設・更新・運用については「江南市ごみ処理基本計画（改訂版）」等の関連計画とも連携し、当該施設・設備の運用に十分配慮した取り組みを実施するものとします。

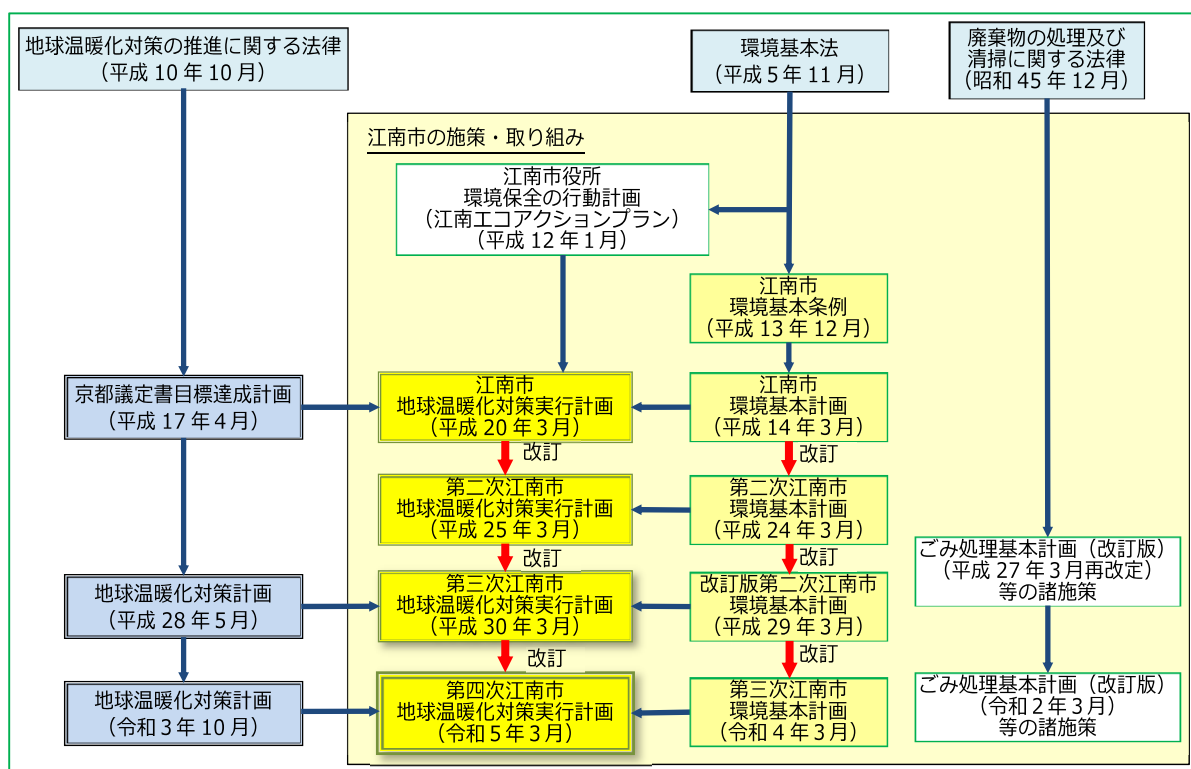


図 1-1 「第四次江南市地球温暖化対策実行計画」の位置づけ

### 4 計画の期間及び基準年度

本計画は令和3（2021）年度を基準年度とし、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年を本計画の期間とします。

## 5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う全ての事務及び事業とします。対象施設は、本市が管理運営、または所有する施設とします(指定管理者制度及びPFI制度に係る施設を含めます)。

本計画の対象とする組織・施設の範囲は表1-2のとおりです。

表1-2 計画の対象とする組織・施設

施設大分類	中分類	組織・施設の名称	主な排出源
市民文化系施設	集会施設	地域交流センター、公民館(3施設)、学習等供用施設(4施設)	電気、灯油、LPG、都市ガス
	文化施設	市民文化会館、布袋ふれあい会館	電気、LPG、都市ガス、公用車
社会教育系施設	図書館	図書館	電気、都市ガス、公用車
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツセンター・武道館・市営グラウンド管理棟	電気、都市ガス、公用車
産業系施設	産業系施設	すいとぴあ江南	電気、LPG、公用車
学校教育系施設	小学校	小学校(10校)	電気、灯油、LPG、都市ガス
	中学校	中学校(5校)	電気、灯油、LPG、都市ガス
	その他教育施設	南部・北部給食センター	電気、灯油、A重油、都市ガス、公用車
子育て支援施設	保育所	保育園(18園)	電気、灯油、LPG、都市ガス
	幼児・児童施設	児童館(2施設)、学童保育所(13施設)、交通児童遊園、子育て支援センター	電気、LPG、公用車
保健・福祉施設	福祉施設	高齢者生きがい活動センター、老人福祉センター、心身障害者小規模授産施設、在宅障害者デイ・サービス施設「あゆみ」、わかかさ園	電気、ガソリン(公用車除く)、灯油、A重油、都市ガス、公用車
	保健施設	保健センター	電気、都市ガス、公用車
医療施設	医療施設	休日急病診療所	電気、都市ガス、公用車
行政系施設	庁舎	本庁舎、宮田支所、西分庁舎	電気、都市ガス、公用車
	消防施設	消防本部、消防署東分署、消防団車庫(12施設)	電気、LPG、都市ガス、公用車
	防災・治水施設	防災センター	電気
公園	公園	公園	電気、LPG
供給処理施設	廃棄物処理施設	環境事業センター、最終処分場	電気、LPG、公用車
	水道施設	下般若配水場・後飛保配水場 他	電気、公用車
その他施設	その他施設	江南駅周辺施設、布袋駅周辺施設、道路照明灯、布袋駅東複合公共施設(共用部)	電気、都市ガス

注) 令和5年4月1日時点における管理運営、または所有する施設を対象とします。

公用車には、特殊用途車(消防車両、塵芥収集車など)を含みます。

複合施設の場合は使用の用途により、一つの施設のみ掲載するもの、施設ごとに掲載するものがあります。



## 6 対象とする温室効果ガス

本計画では、法律により指定されている7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4物質を対象とします。なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)は、全体の排出量が少ないことから削減対象からは除外します。ただし、ハイドロフルオロカーボン(HFC)については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年6月法律第64号)に基づき施設のエアコンからの漏洩量を把握していることから、把握できた排出量を参考値として示すこととします。

法律により指定されている温室効果ガスの一覧と、それらのガスの発生要因となる活動を表1-3に示します。

表 1-3 温室効果ガスの種類、特徴及び発生要因

温室効果ガスの種類	特 徴	対象 <sup>注)</sup>	発生要因となる活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス等)の使用</li> <li>電気の使用</li> </ul>
メタン (CH <sub>4</sub> )	可燃性で天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の走行等</li> <li>ガス機関又はガソリン機関における都市ガスの使用</li> </ul>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。土中の有機物や窒素肥料による分解、物の燃焼により発生する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車の走行等</li> <li>ガス機関又はガソリン機関における都市ガスの使用</li> </ul>
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、エアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン、冷蔵庫等の冷媒製品からの漏えい等</li> </ul>
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFCが使用されている冷媒製品からの漏えい等</li> </ul>
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体製造用等として使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>変電設備の部品等に封入されているが、漏えい量の把握等は困難</li> </ul>
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として、PFCの代替として使用される。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>半導体の製造プロセスなど</li> </ul>

注) ○:対象とする      ×:対象としない

## 第2章 本市の温室効果ガス排出状況

### 1 温室効果ガス排出量の算定方法

#### (1) 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月）に準拠し、以下の方法により算定しています。

##### 活動量の把握

温室効果ガスを排出する活動の区分に応じ、「活動量」を把握する。



##### 活動の区分に応じた温室効果ガス排出量の算定

「活動量」に「排出係数」をかけ合わせ、「活動の区分に応じた温室効果ガス排出量」を求める。

二酸化炭素以外のガスについては「地球温暖化係数」をかけ合わせ、二酸化炭素基準に換算する。

##### 【電気の使用による二酸化炭素換算温室効果ガス排出量の算定例】

二酸化炭素換算温室効果ガス排出量（本庁舎）

$$= \frac{552,453.0 \text{ [kWh/年]}}{\text{(活動量：令和3年度の電気使用量)}} \times \frac{0.373 \text{ [kg-CO}_2\text{/kWh]}}{\text{(排出係数：電気)}} \times \frac{1}{\text{(地球温暖化係数：CO}_2\text{)}}$$

※電気事業者により、排出係数は異なります。また、排出係数は毎年変動があります。



##### 温室効果ガス排出量

「活動の区分に応じた温室効果ガス排出量」を合計し、事務及び事業全体の排出量を求める。

なお、本計画から、温室効果ガス排出量は、環境省が開発した、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」を使用して計算します。

## (2) 排出係数・地球温暖化係数

本計画の温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数と地球温暖化係数を資料編に示します。排出係数とは、エネルギー消費量あたりの各温室効果ガス排出量であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年 4 月 7 日政令第 143 号)」第 3 条及び第 4 条に基づいています。本計画では、計画策定時の最終改正である平成 28 年 5 月 27 日政令第 231 号のものを使用して算定します。

排出係数は、ガソリン、灯油などは概ね一定ですが、電気は、電源の構成により電力会社ごとに異なり、年度によって変動があります。中部電力ミライズ(旧:中部電力)では、前計画の基準年度である平成 28(2016)年度と令和 3(2021)年度と比較すると、16.5%低下しています。この場合、基準年度と同じ使用量でも、排出量が 16.5%減少することになります。

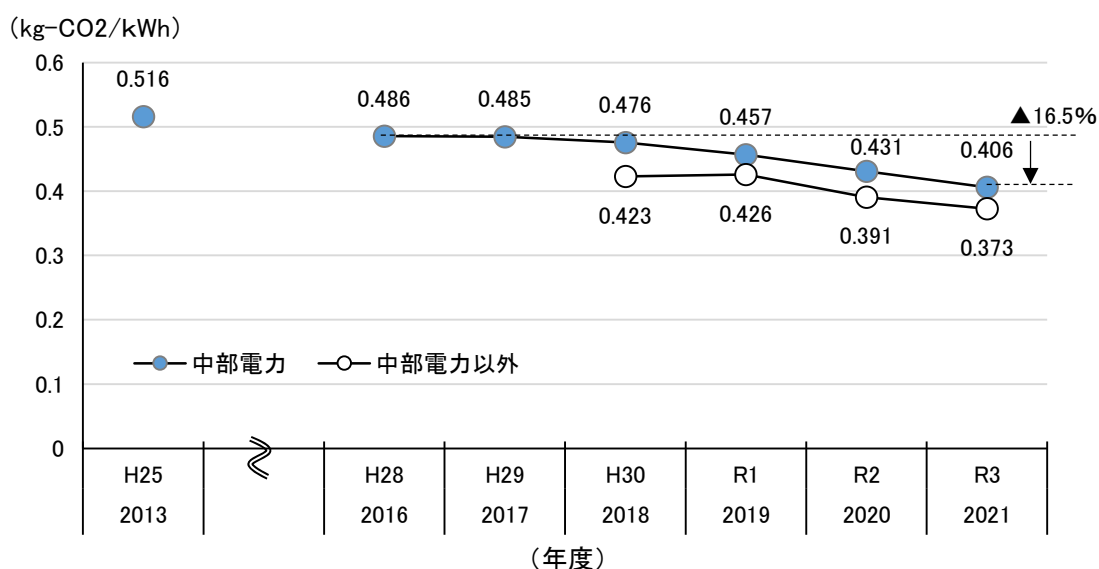


図 2-1 電気排出係数の推移

## 2 温室効果ガス排出量

### (1) 前計画期間の温室効果ガス排出量の推移

基準年度の平成 28 (2016) 年度において、平成 25 (2013) 年度から温室効果ガス排出量は 363t-CO<sub>2</sub>削減し、削減率は 5.2%となりました。

基準年度の平成 28 (2016) 年度以降は、温室効果ガス排出量は前年度比平均約 170t-CO<sub>2</sub>で減少を続け、削減率は令和 2 (2020) 年度には基準年度比 10.1%まで減少し、計画目標の令和 4 (2022) 年度 16%削減に向けて順調に推移していました。しかし、令和 3 (2021) 年度の温室効果ガス排出量は、前年度を 69t-CO<sub>2</sub>上回り、基準年度比 60t-CO<sub>2</sub>の削減、削減率は 9.1%となりました。

(t-CO<sub>2</sub>)

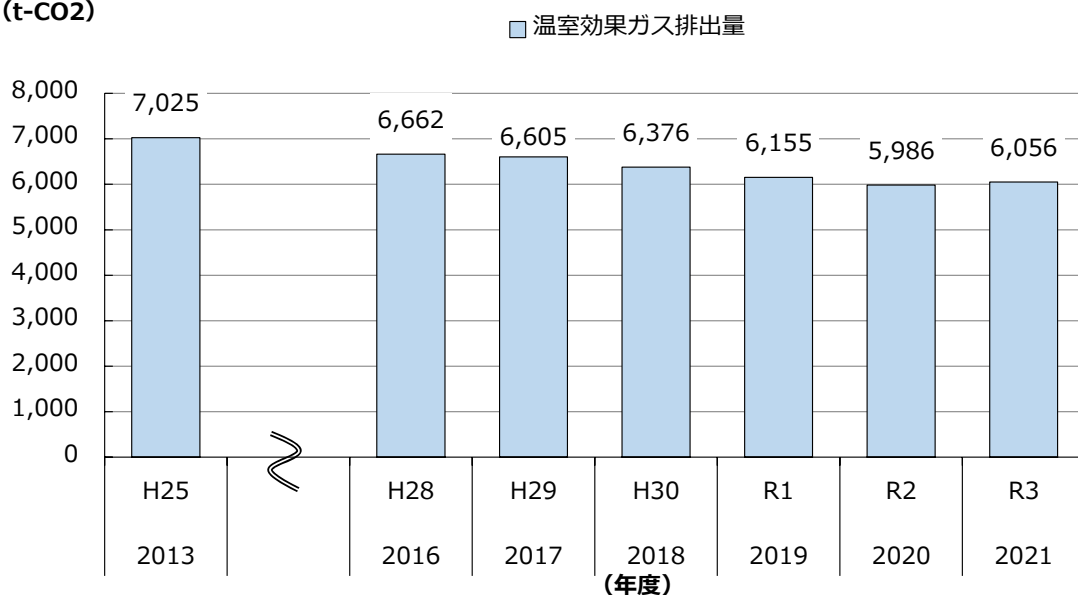


図 2-2 温室効果ガス排出量推移

(%)

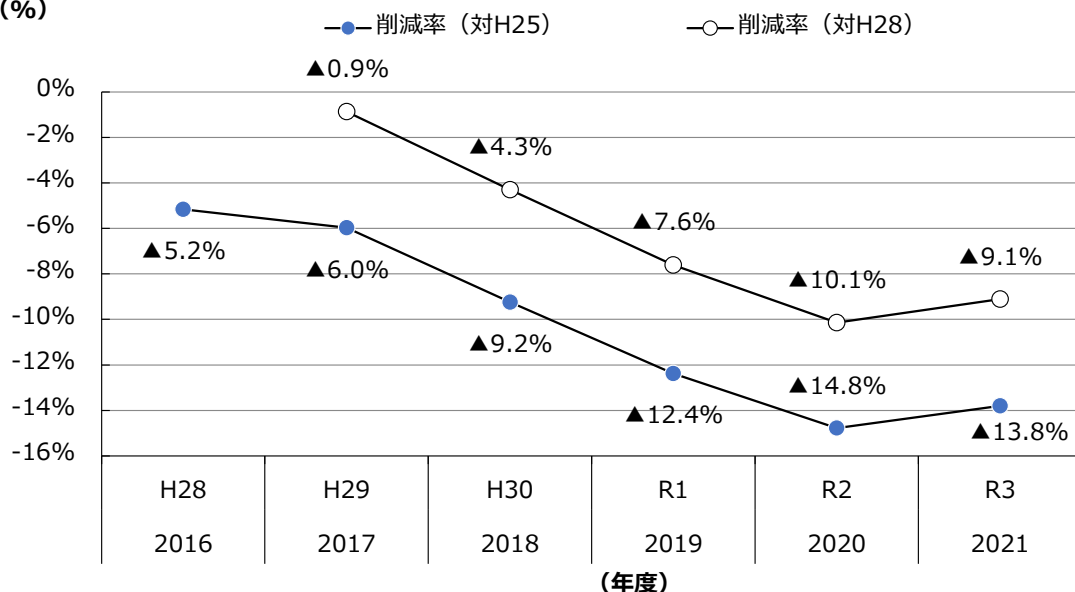
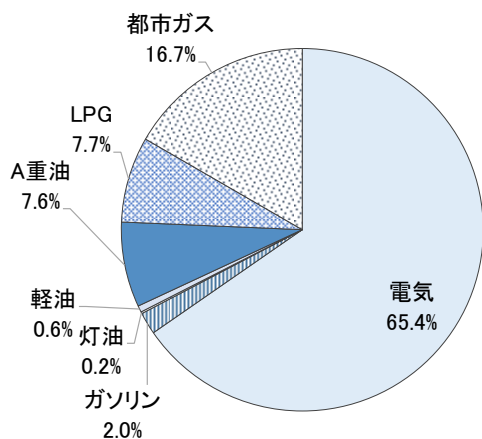


図 2-3 削減率の推移

## (2) 温室効果ガス排出量の要因

温室効果ガス排出量を排出要因別にみると、電気が65.4%で最も多く、次いで都市ガスの16.7%となっています。



排出要因	温室効果ガス 排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	排出量に 対する割合
電気	3,959.0	65.4%
ガソリン	119.5	2.0%
灯油	9.2	0.2%
軽油	34.8	0.6%
A重油	460.0	7.6%
液化石油ガス (LPG)	463.4	7.7%
都市ガス	1,009.7	16.7%
フロン類	0.0	0.0%
合計	6,055.6	100.0%

注) 四捨五入のため合計値が合わないことがある(以下の表も同様)。

図 2-4 温室効果ガス排出量の排出要因別の割合 令和 3 (2021) 年度

### (3) 施設分類別排出量

温室効果ガス排出量を施設分類別にみると、「学校教育系施設」が最も多く 30.7%を占めています。次いで「供給処理施設」で 21.4%、「産業系施設」10.1%などとなっています。これらの施設からの温室効果ガス排出量は、全体の約 2/3 を占めています。

「供給処理施設」では配水場が、「産業系施設」ではすいとぴあ江南の排出量が目立っています。「学校教育系施設」では、南部・北部給食センターの排出量が目立つものの、1施設あたりの排出量は少ない小・中学校も合計すると大きな負荷となっていることがわかります。

また、本庁舎を含む行政系施設や公用車の利用による排出量は少なく、それぞれ 8.2%、2.6%にとどまっています。

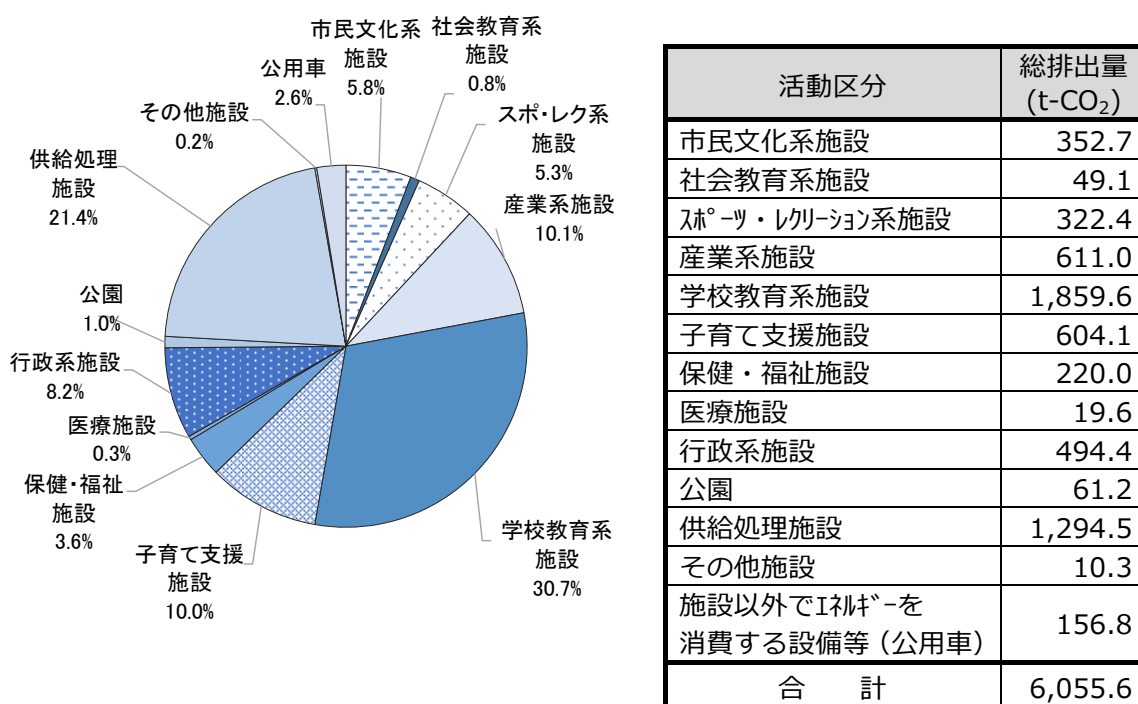


図 2-5 施設分類別の温室効果ガス排出量 令和 3 (2021) 年度

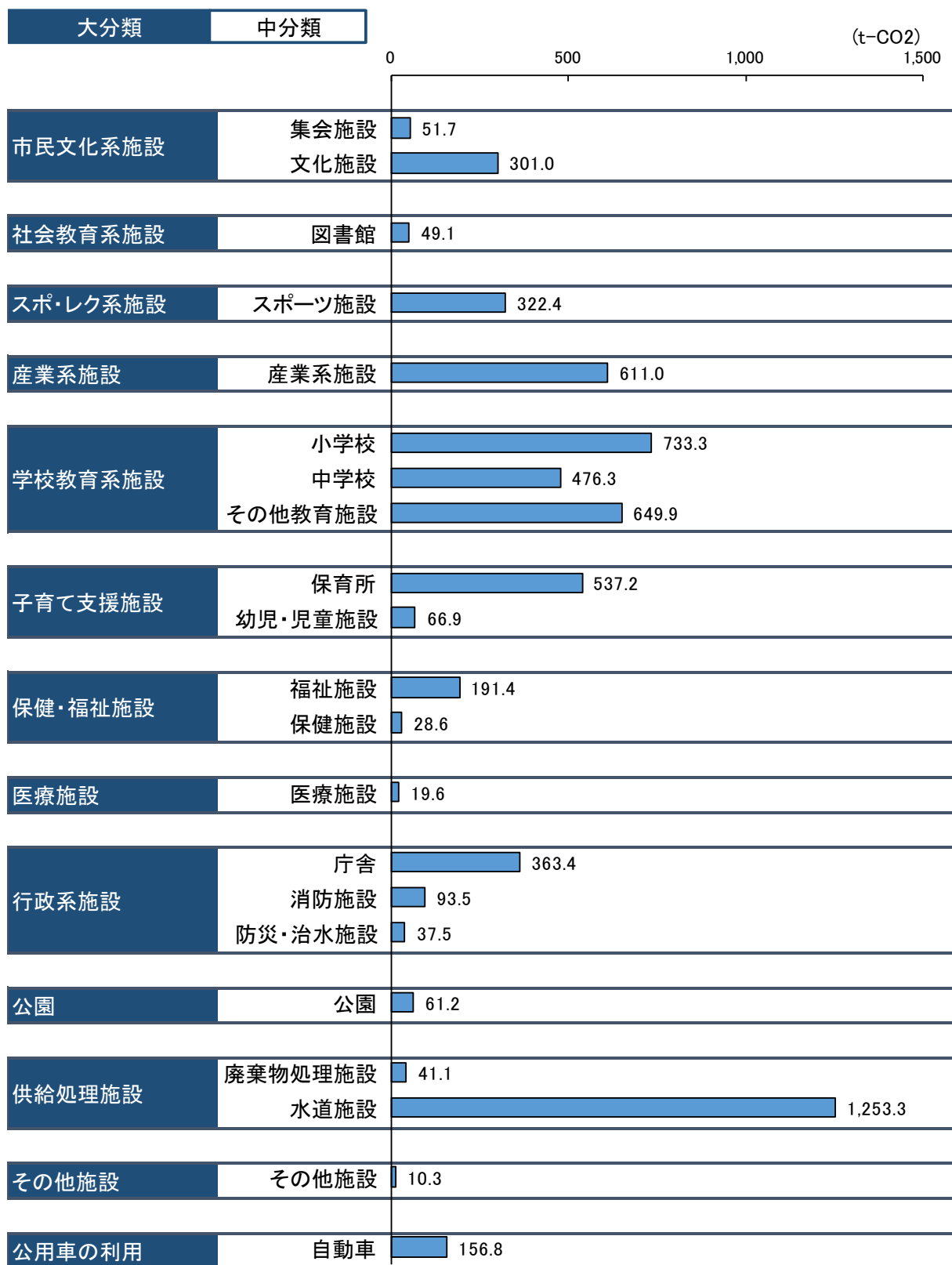
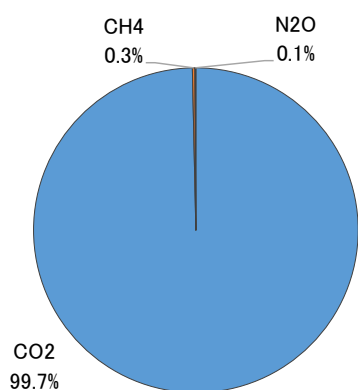


図 2-6 組織・施設ごとの温室効果ガス排出量 令和 3 (2021) 年度

#### (4) ガス種類別排出量

令和3(2021)年度(基準年度)における本市の事務及び事業による温室効果ガス排出量は、図2-2のとおり6,055.6 t-CO<sub>2</sub>/年です。

温室効果ガス排出量をガスの種類別にみると、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)がほぼ100%を占めています。メタン(CH<sub>4</sub>)と一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)は、ガス・ガソリン機関(定置式)における都市ガスの使用量と公用車の利用に由来します。また、令和3年度はフロン類の漏えいはありませんでした。



ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	排出量に対する割合
CO <sub>2</sub>	6,035.0	99.7%
CH <sub>4</sub>	15.4	0.3%
N <sub>2</sub> O	5.2	0.1%
フロン類	0.0	0.0%
合計	6,055.6	100.0%

図2-7 ガスの種類別の温室効果ガス排出量割合 令和3(2021)年度



### 3 エネルギー使用量

#### (1) 前計画の基準年度(平成 28 (2016) 年度)との比較

温室効果ガス排出量の主要因であるエネルギー使用量を、基準年度(令和 3 (2021) 年度)と前計画の基準年度(平成 28 (2016) 年度)で比較すると、電気が 0.1%増加で、ほぼ同じ水準でした。都市ガスは 142.5%増加で、約 2.5 倍になりました。その他の燃料は減少しています。

都市ガスの使用量が大幅に増加した影響を、電気の排出係数の低下が相殺したことにより、温室効果ガス排出量が 9.1%削減できたと考えられます。

表 2-1 エネルギー使用量(平成 28 (2016) 年度との比較)

エネルギー使用量	単位	第三次計画 基準年度	第四次計画 基準年度	(増減率)
		平成 28(2016)年度 (平成 28 年度)	令和 3 (2021)年度 (令和 3 年度)	
電気	kWh	10,144,599	10,153,249	0.1%
ガソリン	L	60,451	51,326	▲15.1%
灯油	L	16,893	3,676	▲78.2%
軽油	L	24,109	13,474	▲44.1%
A 重油	L	189,809	169,756	▲10.6%
液化石油ガス(LPG)	m <sup>3</sup> ※1	77,213	70,858	▲8.2%
都市ガス	m <sup>3</sup>	188,023	455,990	142.5%
圧縮天然ガス(CNG)	Nm <sup>3</sup>	754	-	-
温室効果ガス排出量※2	t-CO <sub>2</sub>	6,662	6,056	▲9.1%

※1 第三次計画では単位を「kg」で記載していたが、第四次では「m<sup>3</sup>」で集計するため、以降は「m<sup>3</sup>」で統一する。

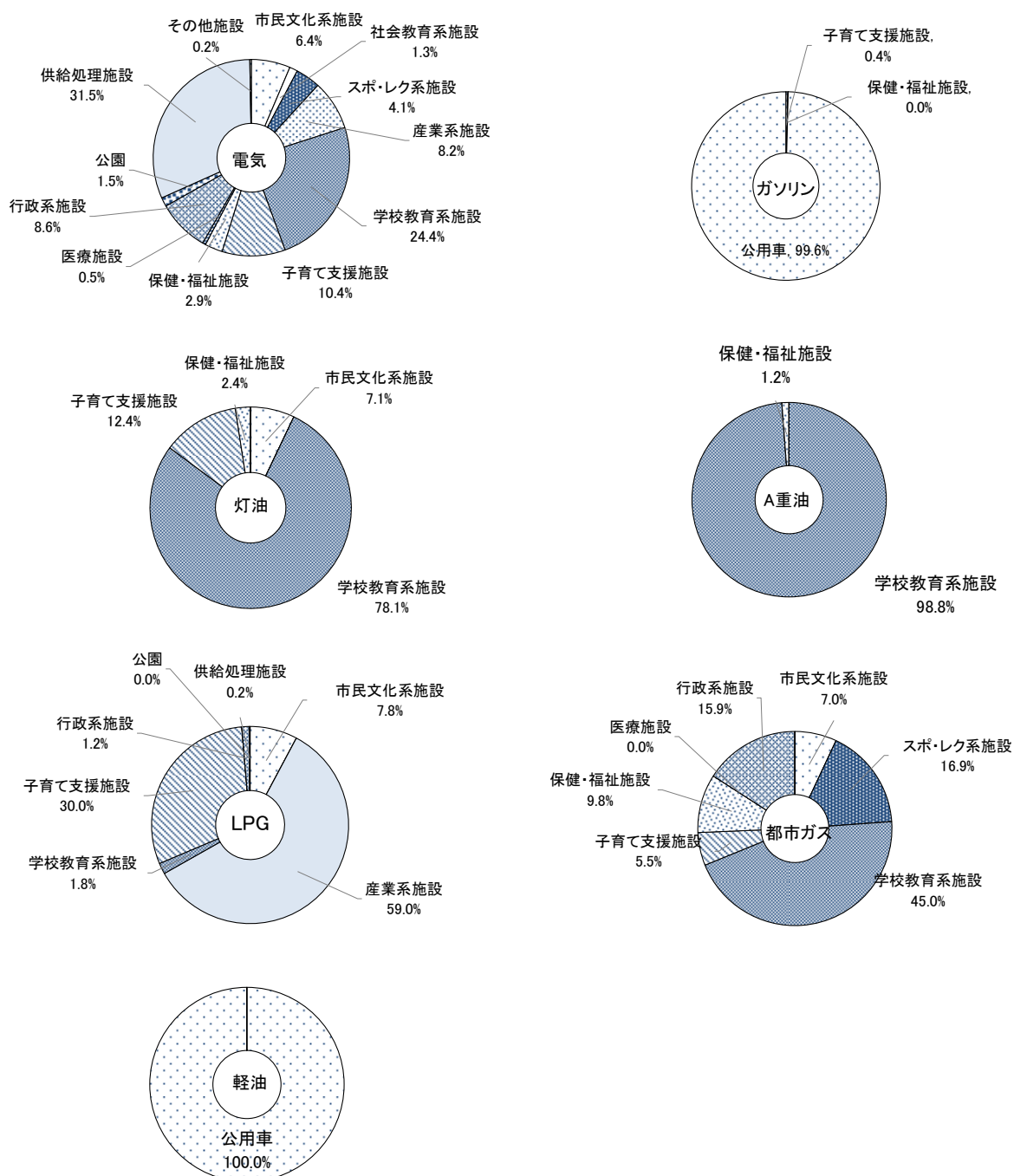
※2 排出量には二酸化炭素以外のガスを含む。

## (2) 施設別エネルギー使用量

電気はいずれの施設分類でも使用されており、使用割合が最も高いのは供給処理施設で31.5%、次いで学校教育系施設24.4%、子育て支援施設で10.4%などとなっています。

灯油、A重油、都市ガスで使用割合が最も高いのは学校教育系施設です。

ガソリンと軽油は自動車で使用されています。



注) 「0.0%」は、わずかでも排出量があることを示す(以下の図も同様)。

図 2-8 エネルギー使用量の内訳 令和3(2021)年度

主要なエネルギーである電気と都市ガス、公用車について、施設分類別の使用量の推移を確認します。

### ① 電気使用量

いずれの施設でも使用されている電気について、全体の使用量の推移を見ると、変動がありますが、令和3（2021）年度は平成25（2013）年度、平成28（2016）年度とほぼ同じ水準です。

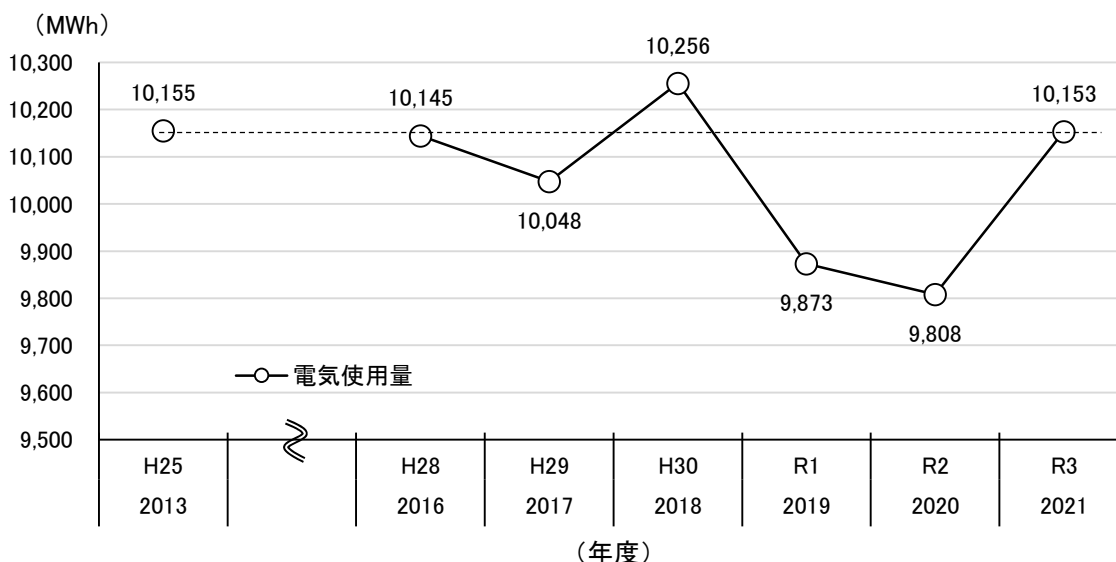


図 2-9 電気使用量の推移

多くの施設で平成28（2016）年度と同じ水準か、減少していますが、社会教育系施設、子育て支援施設は平成28（2016）年度から増加しており、特に子育て支援施設では49%増加しています。なお、医療施設は第三次計画から追加されたため、平成29（2017）年度以前のデータはありません。

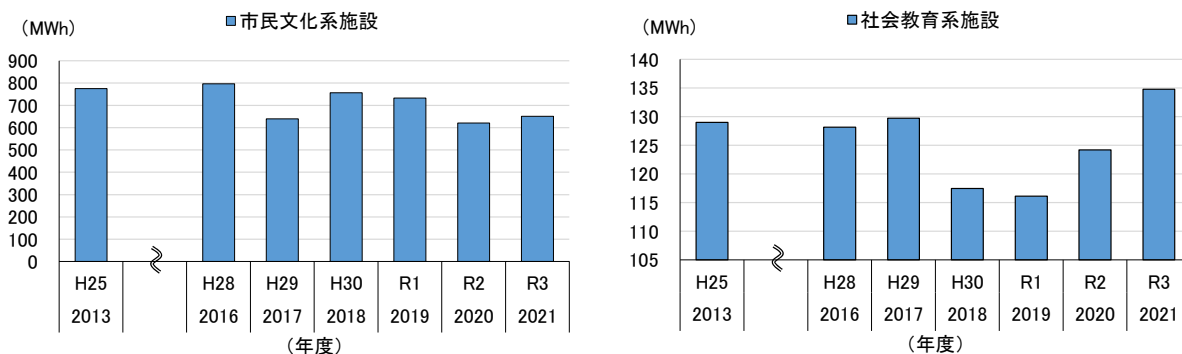


図 2-10 施設分類別の電気使用量の推移 (1/2)

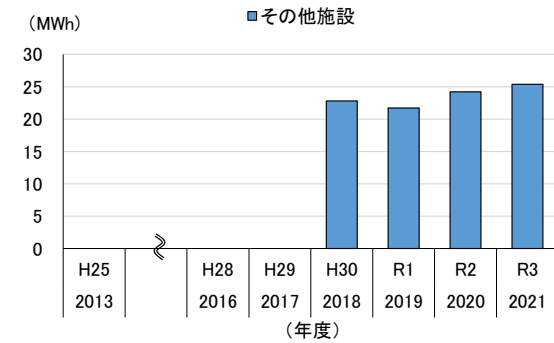
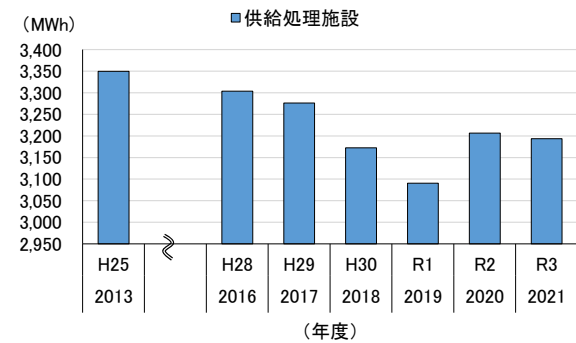
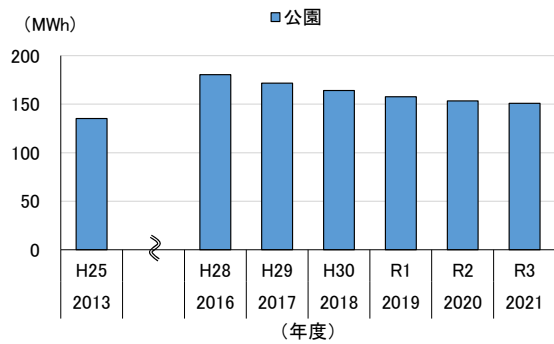
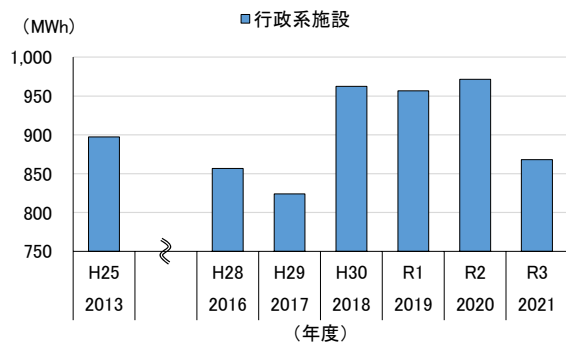
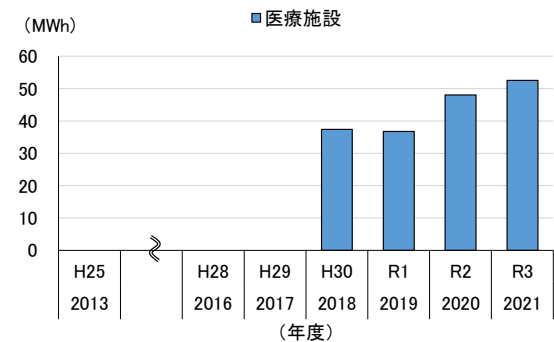
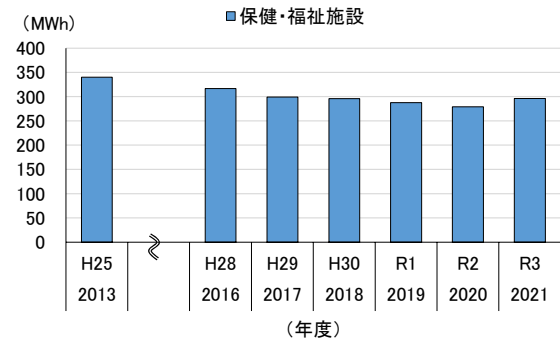
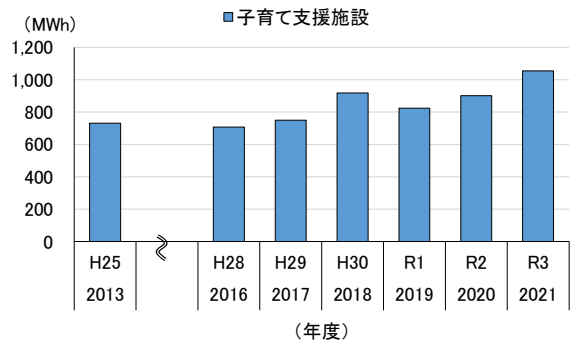
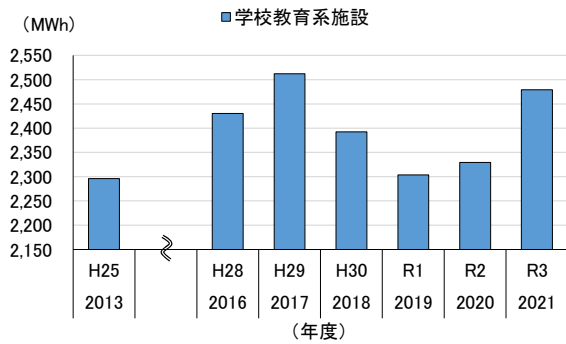
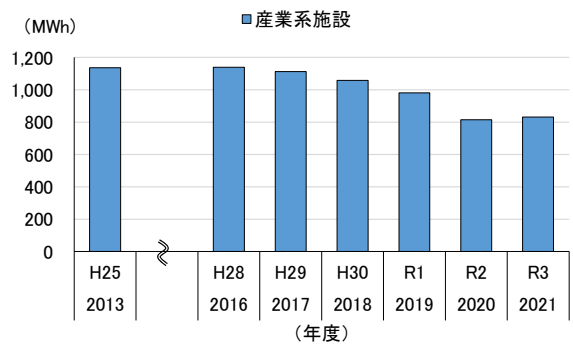
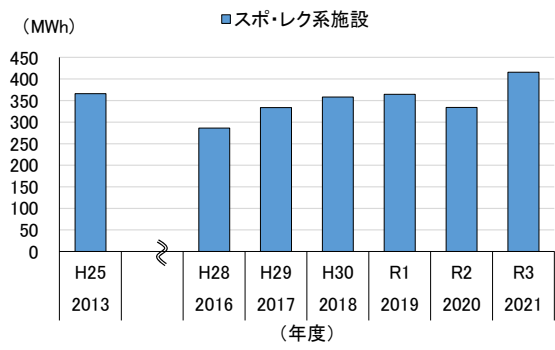


図 2-10 施設分類別の電気使用量の推移 (2/2)

## ② 都市ガス

都市ガスでは、保健・福祉施設、行政系施設、医療施設を除き増加しており、特に熱中症対策のために冷暖房を導入した学校教育系施設の増加が顕著です。

令和元（2019）年度末から令和2（2021）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言の発出に伴い、休校や施設の閉館・短縮営業などによるエネルギー使用の減少が見られます。その一方で、換気の強化による空調需要が増加し、特にワクチン接種会場となった施設ではその影響が見られます。なお、スポーツ・レクリエーション系施設では、体育館が平成30（2018）年度に新築されたことに伴い、空調用の都市ガス使用量が計上されるようになりました。

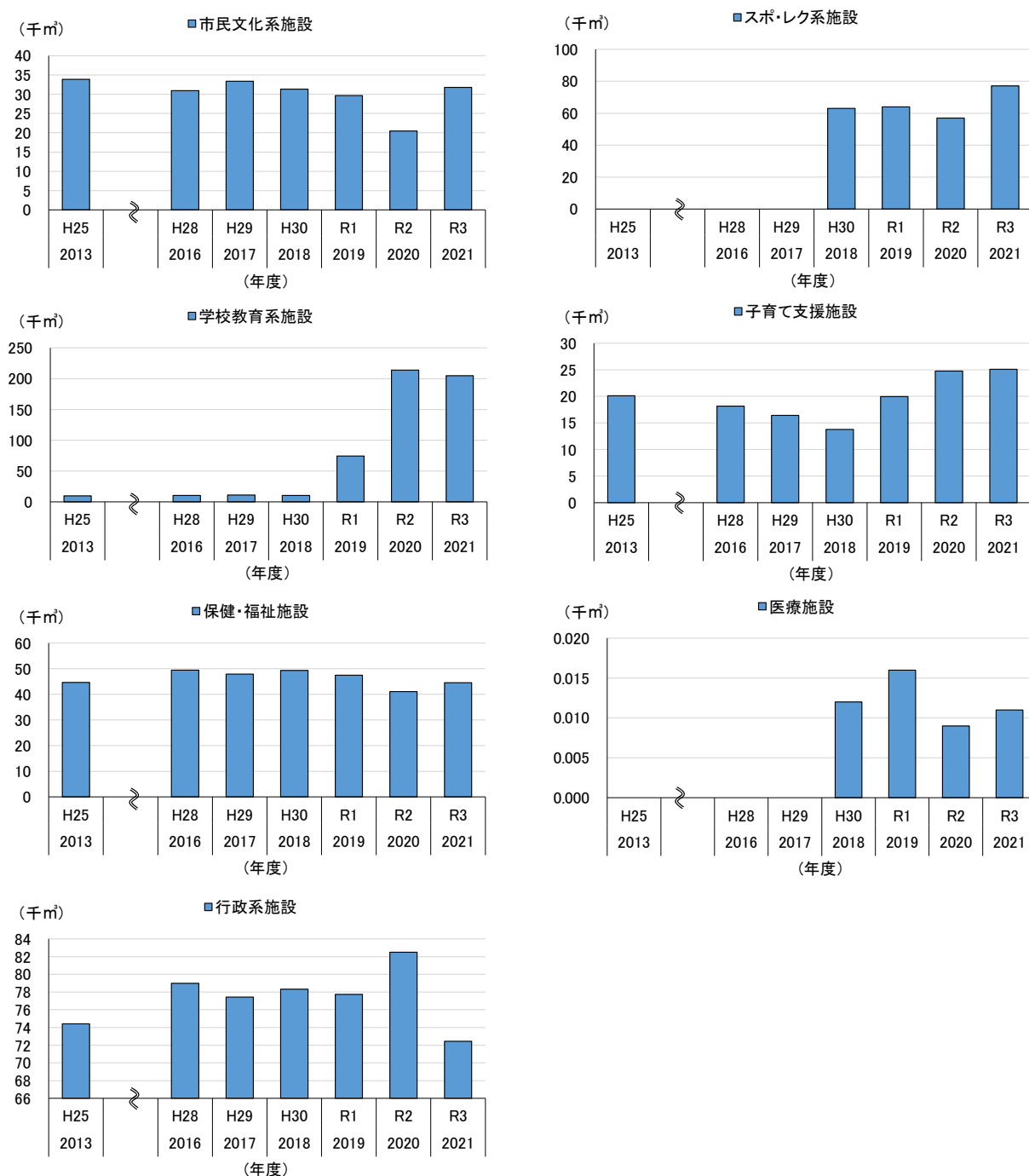


図 2-11 施設分類別の都市ガス使用量の推移

### ③ 公用車

公用車では、ガソリン、軽油とも平成 28(2016)年度から減少しています。平成 30(2018)年度以降は圧縮天然ガス車の所有がないため、圧縮天然ガスの使用はありません。

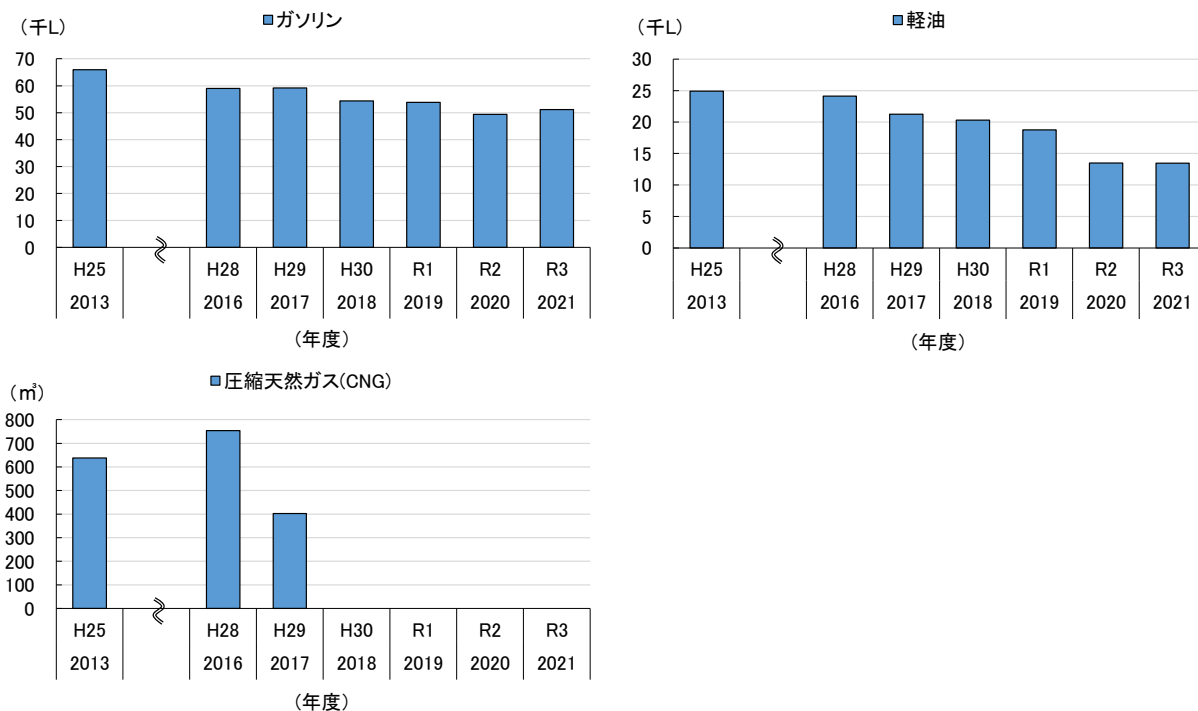


図 2-12 公用車のエネルギー使用量の推移

### 第3章 温室効果ガスの削減目標

本市では、前計画の取り組みにより、令和3（2021）年度は平成28（2016）年度比9.1%の温室効果ガス排出量を削減したものの、令和4（2022）年度までに温室効果ガス排出量を16%削減するという前計画の目標達成は厳しい状況です。

しかし、令和2（2020）年10月の2050年カーボンニュートラル宣言以降、国内で脱炭素化の動きが高まっています。「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）において、地方公共団体の事務・事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」は、令和12（2030）年度において51%（対2013年度比）が削減目標となっています。また、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）」（令和3（2021）年10月）では、削減目標を令和12（2030）年度までに50%削減（対2013年度比）としており、大幅な削減が求められています。

本計画では、さらなる地球温暖化対策の取り組みを実施し、長期的には温室効果ガス排出量を「政府実行計画」が目標として定めている令和12（2030）年度に対2013年度比50%削減を達成することを目指します。そのために、目標年度である令和9（2027）年度をその通過点として位置づけ、基準年度の令和3（2021）年度から28.0%削減（対2013年度比37.9%）を目標とします。

また、この目標達成に際し、第四次計画期間では電気の排出係数の影響も無視できないため、排出係数低減の効果も踏まえた目標とする燃料使用量も併せて示します。

目標：令和9（2027）年度における温室効果ガス排出量を  
令和3（2021）年度比で **28.0%削減** します。

R3(2021)年度（基準年度）

6,056 t-CO<sub>2</sub>/年

約1,695  
t-CO<sub>2</sub>/年  
削減

R9(2027)年度（目標年度）

4,361 t-CO<sub>2</sub>/年

また、上記目標を達成するために令和9（2027）年度におけるエネルギー使用量を  
令和3（2021）年度比で **19.4%削減** します。

R3(2021)（基準年度）  
電気使用量

10,153,249 kWh/年

燃料使用量（例：都市ガス）

455,990 m<sup>3</sup>/年

公用車使用量（例：ガソリン）

51,126 l/年

各エネルギー  
使用量  
19.4%削減

R9(2027)年度（目標年度）  
電気使用量

8,183,518 kWh/年

燃料使用量（例：都市ガス）

367,528 m<sup>3</sup>/年

公用車使用量（例：ガソリン）

41,208 l/年

表 3-1 これまでの温室効果ガス削減量の経緯と目標

年 度	排出量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	対基準年度		参考：対 2013 年度 (平成 25 年度比)	
		削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	削 減 率	削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	削 減 率
平成 25 (2013) 年度	7,025	-	-	-	-
平成 28 (2016) 年度 (第三次計画基準年度)	6,662	-	-	▲363	▲5.2%
平成 29 (2017) 年度	6,605	▲57	▲0.9%	▲420	▲6.0%
平成 30 (2018) 年度	6,376	▲287	▲4.3%	▲649	▲9.2%
令和元 (2019) 年度	6,155	▲507	▲7.6%	▲869	▲12.4%
令和 2 (2020) 年度	5,986	▲676	▲10.1%	▲1,038	▲14.8%
令和 3 (2021) 年度 (第四次計画基準年度)	6,056	▲607	▲9.1%	▲969	▲13.8%
令和 9 (2027) 年度 (第四次計画目標年度)	4,361	▲1,695	▲28.0%	▲2,664	▲37.9%
令和 12 (2030) 年度 (国の目標年度)	3,512	▲2,544	▲42.0%	▲3,513	▲50.0%

表 3-2 種類別エネルギー使用量削減目標【19.4%削減値】

エネルギーの種類		単位	エネルギー使用量 基準年度 令和 3 (2021) 年度	エネルギー使用量 目標年度 令和 9 (2027) 年度	削減量
電気の使用		kWh	10,153,249	8,183,518	▲ 1,969,730
燃料の 使用	ガソリン	L	200	161	▲ 39
	灯油	L	3,676	2,963	▲ 713
	A 重油	L	169,756	136,823	▲ 32,933
	LPG	m <sup>3</sup>	70,858	57,112	▲ 13,746
	都市ガス	m <sup>3</sup>	455,990	367,528	▲ 88,462
公用車 の利用	ガソリン	L	51,126	41,208	▲ 9,918
	軽油	L	13,474	10,860	▲ 2,614

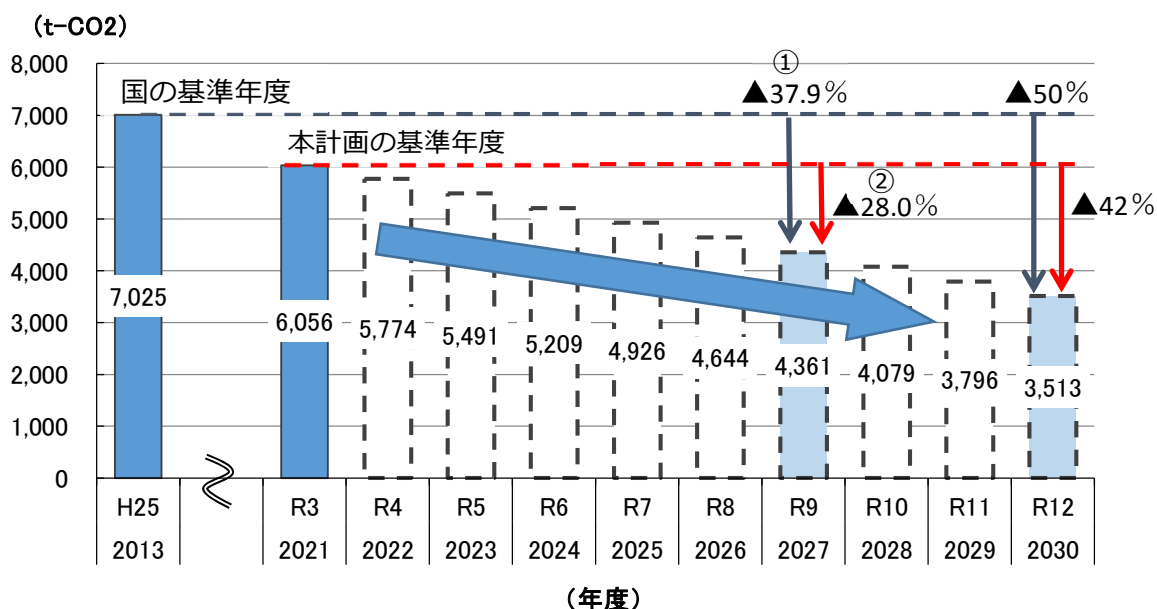


### 【削減目標の考え方】

本計画では、長期的には温室効果ガス排出量を「政府実行計画」が目標として定めている令和 12（2030）年度に対 2013 年度比▲50%を達成することを目指します。

今後、令和 12（2030）年度に対 2013 年度比▲50%を達成するには、積極的に対策を導入し、毎年の温室効果ガス排出量を、前年度比約▲283t-CO<sub>2</sub>のペースで削減していく必要があります。本計画の目標年度である令和 9（2027）年度は、その通過点であり、対 2013 年度比▲37.9%の 4,361 t-CO<sub>2</sub>となります（図中①）。これは、本計画の基準年度である令和 3（2021）年度からは、▲28.0%となります（図中②）。

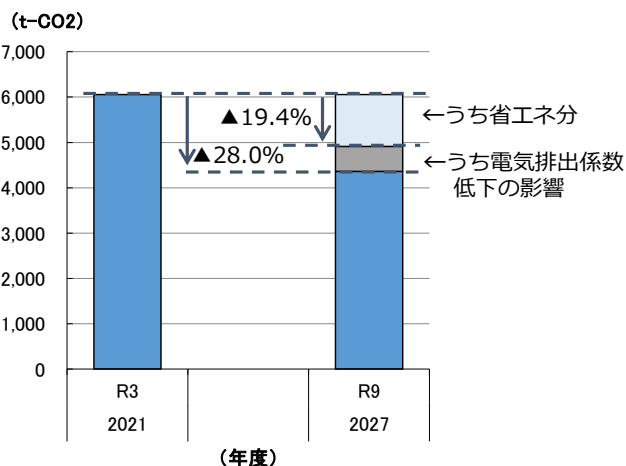
なお、令和 12（2030）年度に対 2013 年度比▲50%となる 3,513 t-CO<sub>2</sub>は、令和 3（2021）年度からは、▲42%となります。



### 【電気の排出係数の影響】

P.7 でも述べたように、電気の排出係数は発電の効率化や再生エネルギーの導入により、低下しています。国も電気の脱炭素化を進めており、令和 12（2030）年度に 0.27kg-CO<sub>2</sub>/kWh を目指しています。

この影響は、削減量のうち 30%程度となると見込まれ、実際の省エネ量は 19.4%となります。



参考① 施設分類別温室効果ガス排出量削減目標

大分類	中分類	単位	排出量		削減量
			基準年度 R3(2021)	目標年度 R9(2027)	
市民文化系施設	集会施設	t-CO <sub>2</sub>	52	37	▲ 14
	文化施設	t-CO <sub>2</sub>	301	217	▲ 84
社会教育系施設	図書館	t-CO <sub>2</sub>	49	35	▲ 14
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	t-CO <sub>2</sub>	322	232	▲ 90
産業系施設	産業系施設	t-CO <sub>2</sub>	611	440	▲ 171
学校教育系施設	小学校	t-CO <sub>2</sub>	733	528	▲ 205
	中学校	t-CO <sub>2</sub>	476	343	▲ 133
	その他教育施設	t-CO <sub>2</sub>	650	468	▲ 182
子育て支援施設	保育所	t-CO <sub>2</sub>	537	387	▲ 150
	幼児・児童施設	t-CO <sub>2</sub>	67	48	▲ 19
保健・福祉施設	福祉施設	t-CO <sub>2</sub>	191	138	▲ 54
	保健施設	t-CO <sub>2</sub>	29	21	▲ 8
医療施設	医療施設	t-CO <sub>2</sub>	20	14	▲ 5
行政系施設	庁舎	t-CO <sub>2</sub>	363	262	▲ 102
	消防施設	t-CO <sub>2</sub>	93	67	▲ 26
	防災・治水施設	t-CO <sub>2</sub>	38	27	▲ 11
公園	公園	t-CO <sub>2</sub>	61	44	▲ 17
供給処理施設	廃棄物処理施設	t-CO <sub>2</sub>	41	30	▲ 12
	水道施設	t-CO <sub>2</sub>	1,253	902	▲ 351
その他施設	その他施設	t-CO <sub>2</sub>	10	7	▲ 3
施設合計		t-CO <sub>2</sub>	5,899	4,247	▲ 1,652
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	t-CO <sub>2</sub>	157	113	▲ 44

参考② 施設分類別種類別エネルギー使用量削減目標 (1/2)

大分類	中分類	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量		削減量	
				基準年度 R3(2021)	目標年度 R9(2027)		
市民文化系施設	集会施設	電気の使用	kWh	124,321	100,203	▲ 24,118	
		燃料の使用	灯油	L	260	210	▲ 50
			LPG	m <sup>3</sup>	42	34	▲ 8
			都市ガス	m <sup>3</sup>	121	98	▲ 23
	文化施設	電気の使用	kWh	526,859	424,648	▲ 102,211	
		燃料の使用	LPG	m <sup>3</sup>	5,477	4,414	▲ 1,063
都市ガス	m <sup>3</sup>		31,655	25,514	▲ 6,141		
社会教育系施設	図書館	電気の使用	kWh	134,771	108,625	▲ 26,146	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	電気の使用	kWh	415,839	335,166	▲ 80,673	
		燃料の使用	都市ガス	m <sup>3</sup>	77,083	62,129	▲ 14,954
産業系施設	産業施設	電気の使用	kWh	831,028	669,809	▲ 161,219	
		燃料の使用	LPG	m <sup>3</sup>	41,828	33,713	▲ 8,115
学校教育系施設	小学校	電気の使用	kWh	1,222,856	985,622	▲ 237,234	
		燃料の使用	灯油	L	1,740	1,403	▲ 338
			LPG	m <sup>3</sup>	811	654	▲ 157
			都市ガス	m <sup>3</sup>	119,604	96,401	▲ 23,203
	中学校	電気の使用	kWh	819,741	660,711	▲ 159,030	
		燃料の使用	灯油	L	1,058	853	▲ 205
			LPG	m <sup>3</sup>	460	370	▲ 89
			都市ガス	m <sup>3</sup>	73,738	59,433	▲ 14,305
	その他教育施設	電気の使用	kWh	436,584	351,887	▲ 84,697	
		燃料の使用	灯油	L	72	58	▲ 14
A重油			L	167,756	135,211	▲ 32,545	
都市ガス	m <sup>3</sup>		11,702	9,432	▲ 2,270		
子育て支援施設	保育所	電気の使用	kWh	882,969	711,673	▲ 171,296	
		燃料の使用	ガソリン	L	195	157	▲ 38
			灯油	L	456	368	▲ 88
			LPG	m <sup>3</sup>	21,259	17,135	▲ 4,124
			都市ガス	m <sup>3</sup>	25,085	20,219	▲ 4,866
	幼児・児童施設	電気の使用	kWh	171,886	138,540	▲ 33,346	
		燃料の使用	LPG	m <sup>3</sup>	29	23	▲ 6
都市ガス	m <sup>3</sup>		7	5	▲ 1		
保健・福祉施設	福祉施設	電気の使用	kWh	219,524	176,936	▲ 42,588	
		燃料の使用	ガソリン	L	5	4	▲ 1
			灯油	L	90	73	▲ 17
			A重油	L	2,000	1,612	▲ 388
			都市ガス	m <sup>3</sup>	44,507	35,872	▲ 8,634
	保健施設	電気の使用	kWh	76,546	61,696	▲ 14,850	
		燃料の使用	都市ガス	m <sup>3</sup>	43	35	▲ 8

参考② 施設分類別種類別エネルギー使用量削減目標 (2/2)

大分類	中分類	エネルギーの種類	単位	エネルギー使用量		削減量	
				基準年度	目標年度		
				R3(2021)	R9(2027)		
医療施設	医療施設	電気の使用	kWh	52,572	42,373	▲ 10,199	
		燃料の使用 都市ガス	m <sup>3</sup>	11	9	▲ 2	
行政系施設	庁舎	電気の使用	kWh	609,993	491,654	▲ 118,339	
		燃料の使用 都市ガス	m <sup>3</sup>	59,895	48,275	▲ 11,620	
	消防施設	電気の使用	kWh	157,652	127,068	▲ 30,584	
		燃料の使用 LPG	m <sup>3</sup>	837	675	▲ 162	
	防災・治水施設	燃料の使用 都市ガス	m <sup>3</sup>	12,540	10,107	▲ 2,433	
		電気の使用	kWh	100,546	81,040	▲ 19,506	
公園	公園	電気の使用	kWh	150,696	121,461	▲ 29,235	
		燃料の使用 LPG	m <sup>3</sup>	2	2	▲ 0	
供給処理施設	廃棄物処理施設	電気の使用	kWh	105,680	85,178	▲ 20,502	
		燃料の使用 LPG	m <sup>3</sup>	113	91	▲ 22	
	水道施設	電気の使用	kWh	3,087,808	2,488,773	▲ 599,035	
その他施設	その他施設	電気の使用	kWh	25,378	20,455	▲ 4,923	
施設合計		電気の使用	kWh	10,153,249	8,183,518	▲ 1,969,730	
		燃料の使用	ガソリン	L	200	161	▲ 39
			灯油	L	3,676	2,963	▲ 713
			A重油	L	169,756	136,823	▲ 32,933
			LPG	m <sup>3</sup>	70,858	57,112	▲ 13,746
			都市ガス	m <sup>3</sup>	455,990	367,528	▲ 88,462
施設以外でエネルギーを消費する設備等	自動車	燃料の使用 ガソリン	L	51,126	41,208	▲ 9,918	
		燃料の使用 軽油	L	13,474	10,860	▲ 2,614	

注) 令和3年度の使用量の実績から算出しているため、エネルギー種類が表 1-2 の主な排出源と一部異なります。また、施設の新設や統合により、エネルギーの仕様が変更となった場合、削減目標は目安として取り扱いを行います。

## 第4章 温室効果ガス排出削減のための取り組み

### 1 取り組みの基本方針

第2章で示した令和3(2021)年度(基準年度)の温室効果ガス排出量の構成比などからも明らかのように、本市の事務及び事業による主な温室効果ガスの排出源は施設における「電気の使用」や「燃料の使用」です。前計画にて、温室効果ガス排出量が最も多い「電気の使用」については、電気の使用量は令和3(2021)年度(基準年度)とほぼ同じ水準で推移していることから、温室効果ガス排出量の削減には、排出係数の低減による影響が主要因であったことが伺えます。また、「燃料の使用」については、灯油から都市ガスに変更され、より排出係数の小さい燃料への転換が進みましたが、ガス冷暖房の導入により都市ガスの使用量が大幅に増加したため、温室効果ガス排出量に占める「燃料の使用」の割合が1割増加する結果となりました。

温室効果ガス排出量の多い施設では、引き続きエネルギー使用量の削減に努める必要があります。さらに、今後は、照明の高効率化や空調設備の更新により省エネ性能が大幅に向上することも期待されます。

また、温室効果ガス排出量の削減目標達成のためには、引き続き職員一人ひとりが日常の業務において実施可能な温室効果ガス削減の取り組みに対し、意欲的に実施していく必要があります。

本計画では、こうした電気の使用の抑制や、職員が日常の業務において留意して実施していくことが可能な項目を中心に整理し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくものとします。これらの取り組みは最終的にSDGs(持続可能な開発目標)の「13 気候変動に具体的な対策を」に貢献するものです。また、個々の取り組みは他のゴールにも貢献します。

	SDGsの関連するゴール
本計画の全体的な取り組み	

次に、本市の温室効果ガス排出量の削減に対する重点的な取り組みとして実施する、5つのポイントを示します。

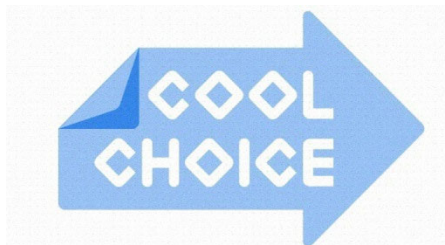
### ポイント1 クールチョイスの推進



「クールチョイス」とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、あらゆる場面で、脱炭素社会づくりに貢献する「賢い選択」を促す取り組みです。

この取り組みを推進し、「COOL BIZ・WORM BIZ の導入」、「環境配慮された製品への買換えやサービスの利用」や「残業を減らすなどの脱炭素型のワークスタイルの選択」など職員一人ひとりの環境に対する意識向上を目指します。

また、廃棄物の減量など温室効果ガス排出量削減を目的としない取り組みであっても、結果的に温室効果ガス排出量の削減効果が見込める取り組みは、積極的に実施します。



環境省の国民運動「COOL CHOICE」のロゴマーク

### ポイント2 照明や空調設備の運転管理の徹底



本市の事務及び事業によるエネルギー使用は、照明と空調設備が大部分を占めています。よって、照明の「ノー残業デーの18時完全消灯」（閉館時間が18時以降の施設を除く）と、空調設備の「室内の温度は冷房時に28℃、暖房時に17℃※を目安に運転管理」の徹底を重点的に実施し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

※江南エコアクションプラン（P.2参照）からの江南市の独自基準

### ポイント3 エコドライブの徹底



公用車を利用する際には、正しいエコドライブを実施します。この取り組みは、温室効果ガスの削減効果が大きいのみでなく、安全運転が促進される効果もあります。また、公用車購入の際は、低公害車の導入に努めます。

## ポイント4 建築物の省エネ化の推進



脱炭素社会の実現には、建築物の省エネ化が欠かせません。

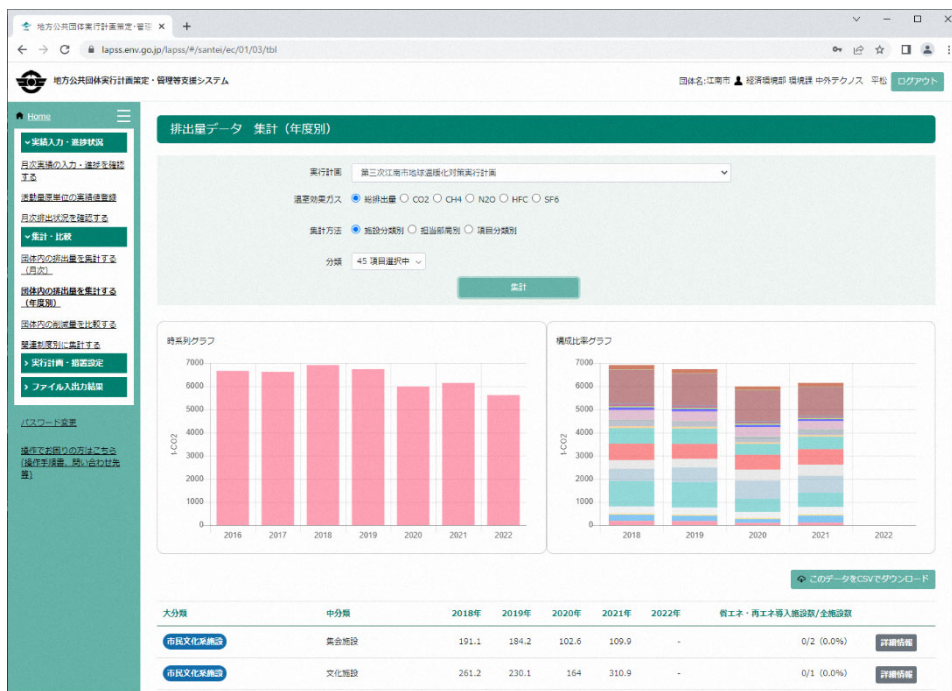
緑のカーテンを設置する太陽の直射日光を緩和する取り組みをはじめとし、LED 照明の積極的な導入や、再生可能エネルギーなどの再エネ率を考慮した施設建設・改修を検討することにより、電気使用量の削減を目指します。さらには、環境に配慮した電力を使用することで、温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

## ポイント5 取り組みの「見える化」



脱炭素社会を達成するには、エネルギーの使用量を減らす取り組みを行うことが不可欠です。

そこで、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System (通称 LAPSS)」を導入し、施設管理課でも月々の電気やガスなどの燃料の使用量を「見える化」し、過年度と比較することにより、取り組みの意識を高揚し、エネルギー使用量の削減を目指します。



LAPSS の出力画面 (例)

## 2 具体的な取り組み

温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、また、エネルギー使用量削減に向けて、事務及び事業を実施するにあたり、率先して取り組むべき事項及び具体的内容については、次のとおりとします。

なお、文具等の購入、設備・機器類の導入や電気の契約にあたっては、後述するグリーン契約やグリーン購入ガイドラインにできる限り従い、温室効果ガス排出量の削減に配慮した対応をします。

### (1) 施設におけるエネルギー使用量の削減

#### ◆ 冷暖房機器、空調設備

##### 冷暖房機器の運転期間・運転時間を短くする。

- ・夏期の軽装勤務(クールビズ)、冬期の重ね着(ウォームビズ)を励行する。
- ・室内の温度は、冷房時は 28℃、暖房時は 17℃を目安とし、温度計などで適切に管理する。
- ・冷暖房は業務開始時刻の直前からとし、会議室等未使用時には電源オフにする。

##### 冷暖房機器の効率を上げる。

- ・冷房時には緑のカーテンやブラインド等で日射の侵入を防ぎ、暖房時には日射を積極的に取り入れることで体感温度を調整する。
- ・冷暖房時の窓や出入口等の開放を抑制するとともに、換気扇に全熱交換機能があれば、使い方を共有し、有効的に活用する。
- ・換気が過度にならないよう、CO<sub>2</sub>モニタ等を導入する。
- ・扇風機やサーキュレーターを補助的に使う。
- ・エアコンのフィルターはこまめに掃除し、室外機の周辺には物を置かない。
- ・灯油や都市ガスを用いる暖房器具は、こまめに運転を停止し、換気を行う。

#### ◆ 照明機器

##### LED 照明を積極的に導入する。

##### 必要な範囲・必要な期間のみ点灯する。

- ・執務室は、業務開始時刻の直前に点灯し、退庁時には身の回りの照明を消灯する。
- ・やむを得ず残業する場合には、必要な照明以外は消灯する（スイッチに点灯範囲を明示する）。
- ・窓口業務以外は、市民サービスの低下にならない範囲で「昼休み消灯」を実施する。

##### 自然光を効率的に取り入れる。

- ・窓ガラス上部への遮光・防眩シートの貼付などにより、窓側の照明を消灯する。
- ・晴天時・夏季など照度が十分に得られる場合には、トイレ、廊下、階段等は原則消灯とする。



◆ OA機器

**必要なときのみ電源を入れる。**

- ・ 使用時以外及び退庁時は機器類の電源はオフにし、休日前にはコンセントを抜く。
- ・ やむを得ない業務を除き、昼休みはパソコンのモニタの電源をオフにする。また、会議、外出など長時間の離席時にもモニタ電源をオフにする。
- ・ 時間外勤務時には、使用しないコピー機は電源をオフにする。

◆ 各種機器及び設備の適正な使用

湯沸器、ボイラー、ガスコンロ、作業機械等を無駄のないように適正に使用する。

◆ その他

**勤務時間を短縮する。**

- ・ 事務の効率化に努めて時間外勤務時間を削減し、毎週水曜日及び毎月 11 日、22 日の「ノー残業デー」を厳守する。なお、原則第 2 水曜日は「完全ノー残業デー」とする。
- ・ 毎週水曜日の「ノー残業デー（完全ノー残業デーを含む）」では 18：00 に完全消灯する。

**電気を使う設備をなるべく使わない。**

- ・ 原則としてエレベーターは利用しないで、階段を利用する。
- ・ 自動ドアと一般ドアが併設されている玄関においては、一般ドアを利用する。

その他、電気使用量の推移を見ながら、各部署で独自の改善策を検討し、実施する。

(2) 公用車のエネルギー使用量の削減

◆ 公用車等の適正な使用

**低公害車を導入する。**

**使用台数を減らす。**

- ・ 公用車の使用は、必要最小限となるよう、乗り合わせ利用をする。
- ・ 出張等は公共交通機関の利用頻度を増やし、近距離の業務は自転車を利用する。
- ・ 集中管理による効率的な利用により、適正な公用車台数とする。

**燃費を向上させる。**

- ・ エコドライブを徹底するとともに、空気圧の調整など車両点検を励行する。
- ・ 使用形態を十分に考慮し、排気量を見直す(軽自動車への変更も含めた小排気量化)。

毎月 1 日、15 日のノーカーデーには、自家用自動車等の利用を自粛する。

### (3) 廃棄物の削減

<b>◆用紙類の使用量の削減</b>
<b>紙資料の削減</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・グループウェアのメール、回覧・掲示板等の機能を活用する。</li><li>・簡素化、共同使用化を検討し、ページ数、部数、内容を精査して余分な資料を作らない。</li><li>・印刷するときは、両面印刷、両面コピーを徹底し、裏面コピーや縮小機能を活用する。</li><li>・パンフレットなどは、適正な枚数を印刷する。</li><li>・ミスコピー・印刷の削減に努める。</li></ul>
<b>紙の再利用</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・やむなく発生したミスコピーや紙の文具（ファイル等）を再利用する。</li><li>・使用済み封筒を再利用する。</li></ul>
<b>◆ごみの排出抑制</b>
<b>ごみ減量「57 運動」を推進し、ごみの排出量を抑制する。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不要となった文書・書類もシュレッダーを活用し、リサイクルする。</li><li>・ごみ分別を徹底し、紙資源やプラスチック製容器包装をリサイクルする。</li></ul>

### (4) 環境にやさしい取り組み

<b>◆事務手続きの簡素化</b>
庁内回答文の表紙を廃止し、案内・通知文書等簡易な文書は、はがきを使用する。
<b>◆水道使用量の削減</b>
<b>こまめに水道栓を閉める。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・蛇口には節水コマを取り付けるなど節水機能を備える。</li><li>・設備の更新、導入にあたっては、オートストップ水栓や自動水栓を導入し、トイレは擬音発生装置を適切に配置する。</li></ul>
雨水を利用可能な施設は、散水等に雨水を利用する。
<b>◆公共施設の緑化</b>
公共施設において、積極的に緑のカーテンに取り組む。
草花や樹木を植栽し、公共施設を緑化する。

## 【グリーン契約】

グリーン契約（環境配慮契約）とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。平成 19（2007）年に制定された「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき、電力供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物について基本方針が閣議決定され、行政や独立行政法人がグリーン契約に取り組んでいます。江南市の事務事業では、以下に示す配慮が求められます。

- ・電気の供給は、排出係数が低い小売電気事業者と契約するよう努める。
- ・自動車の購入及び賃貸借では、購入価格及び環境性能を総合的に評価する。
- ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者と契約する。

## 【グリーン購入ガイドライン】

グリーン購入とは、平成 12（2000）年に制定された循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境負荷低減に資する製品・サービスの利用と提供を進めるものです。

グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っているグリーン購入ネットワーク（GPN）が、用紙や電化製品、自動車や輸配送など 19 分類の製品サービスについて、グリーン購入のガイドラインをまとめています。

例えば、事務事業において使用量の多い印刷・情報用紙では、「森等から得た原料はできる限り長く使い（古紙利用）、新たに森等から原料を得る場合は原料の合法性と持続可能性を確認する」という考え方に則り、以下のポイントに沿って製品を選ぶことを勧めています。

- 1) 紙の無駄遣いをしないこと
- 2) 古紙パルプを多く使用していること
- 3) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は、以下のパルプであること。

現地の法律・規則を守って生産されたもの、環境面・社会面から持続可能な管理に基づく生産であること、間伐材は国内産であること、非木材植物資源は未利用であること

- 4) 白色度が過度に高くないこと
- 5) 塗工量ができるだけ少ないこと
- 6) 塩素ガスを使わずに漂白されていること（ECF パルプ等）
- 7) リサイクルしにくい加工がされていないこと
- 8) 事業者が原料調達から製品の出荷まで環境負荷の低減に取り組んでいること

（参考資料：グリーン購入ネットワーク）

## 第5章 計画の運用

### 1 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、本市の推進体制を示します。

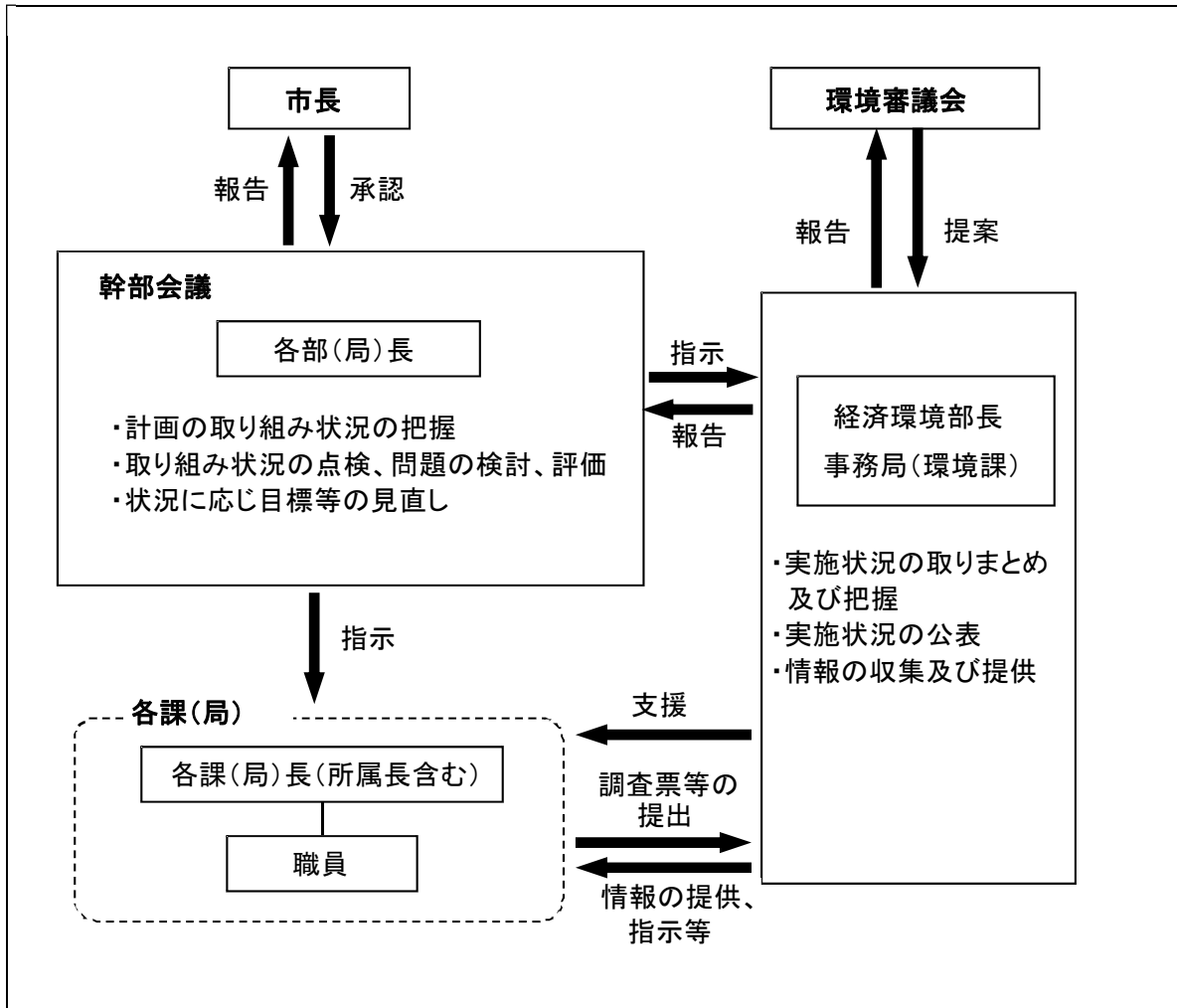


図 5-1 江南市庁内体制概略図

職員は、日頃から計画に掲げる取り組みを積極的に実施します。

課(局)長等は、計画を効果的に推進するため、幹部会議の指示や事務局(環境課)からの情報提供をもとに、課(局)における課題や対応策を検討したうえで、さらなる取り組みの実施を各職員へ指示します。

幹部会議は、事務局(環境課)からの報告を受け、各課(局)における取り組み状況の評価などを行い、計画の目標達成に向け、全庁的な取り組みを指示します。

事務局(環境課)は、計画の進行管理を行います。各課(局)のエネルギー使用量の削減状況や温室効果ガス排出量を把握し、また、環境審議会の意見などを踏まえながら、目標達成に向けて各課(局)の支援を行います。

## 2 作業内容

地球温暖化対策のためには、本計画に基づく取り組みを着実に進めていくことに加え、その進捗状況や取り組みの効果(目標の達成状況等)を点検・評価し、次のステップに反映させていくことが重要です。

そこで、本計画では、P D C A サイクルによる進行管理を導入することにより、計画の実効性を高めていきます。特に、「C H E C K (点検・評価)」においては、本計画で設定した目標の達成状況を定期的に確認していきます。

作業のフローは以下のとおりです。

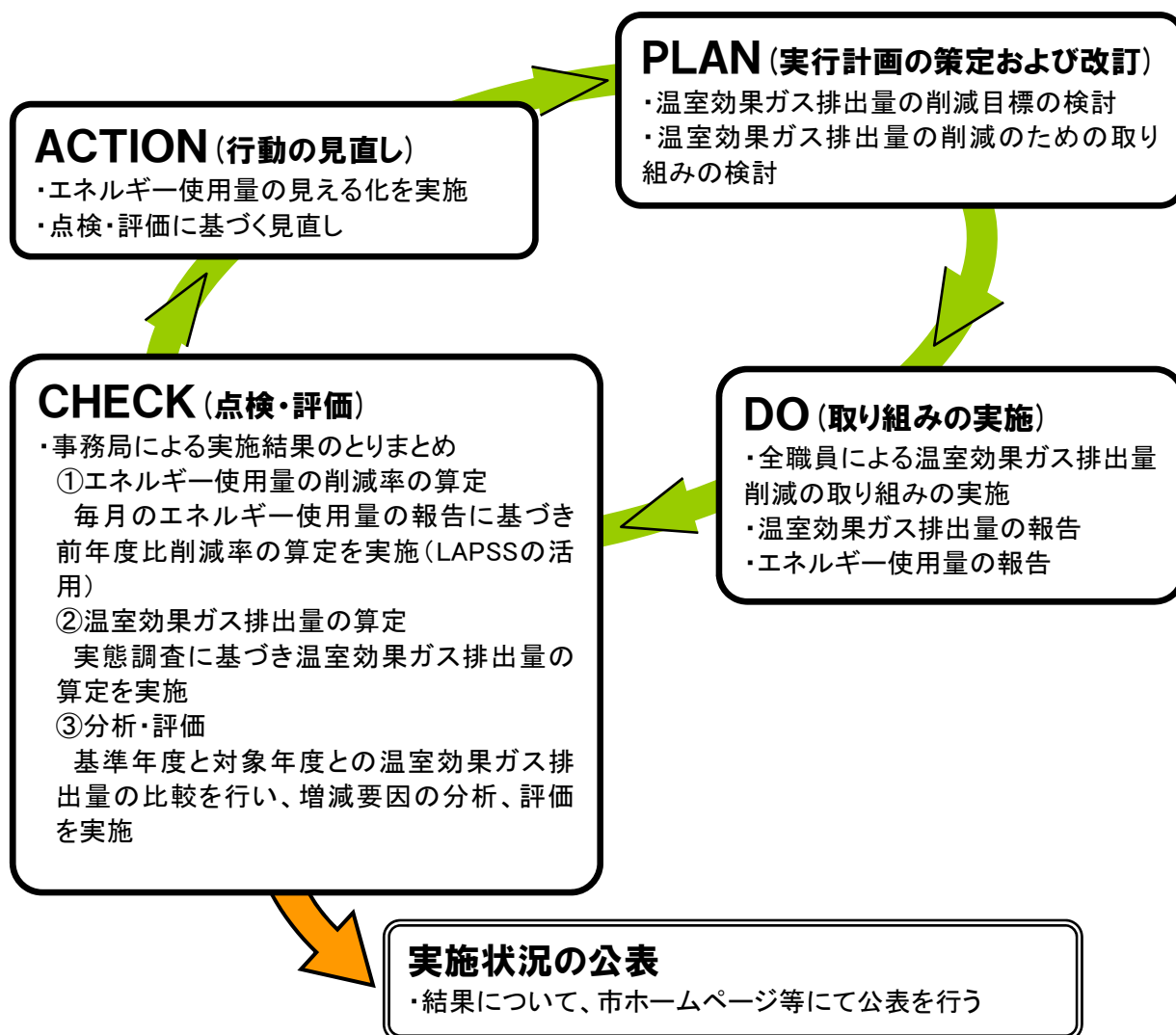


図 5-2 計画の P D C A サイクルイメージ

### 3 計画の点検・評価

計画期間中は、半期ごと・年度ごとに各対象組織・施設の温室効果ガス排出量、及びエネルギー使用量の状況の把握・点検を行います。また、温室効果ガス排出量、及びエネルギー使用量の目標の達成状況の確認及び問題点の検討を行い、これらのデータから次年度に、より効果的な取り組みを図るための評価・見直しを行います。

### 4 計画の点検・評価結果の公表

計画の進捗状況及び点検結果などについては、さらなる取り組みの推進のため職員に周知するとともに、法律に基づき、ホームページなどで公表します。

### 5 職員に対する情報の提供

計画に掲げる取り組みを実施していくためには、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や計画の内容を理解する必要があります。こうしたことから、ノー残業デーにおける18時消灯などの取り組みを通して、職員の地球温暖化対策を含めた環境保全に対する意識の向上を図り、計画への積極的な参加を促進します。また、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「LAPSS」を導入し、施設を所有する課（局）が温室効果ガス排出量の削減率やエネルギー使用量の把握が行えるよう「見える化」します。

さらには、エネルギー使用量の削減率について、庁舎掲示板等を活用して「見える化」し、職員のエネルギーの削減意識を高揚させるとともに、対応が容易な省エネルギー対策や施設の建設や設備導入などで使用できる補助金メニューなど、地球温暖化対策に関する情報を提供します。

## 資料編

資料1. 公用車の保有状況.....	36
資料2. LED照明の導入状況.....	37
資料3. 再生可能エネルギー設備の導入状況.....	39
資料4. 排出係数・地球温暖化係数一覧.....	40
資料5. 用語集.....	43

## 資料1. 公用車の保有状況

●公用車の保有状況(令和4年3月31日時点)

大分類	中分類	公用車(台)			備考
		ガソリン	軽油	合計	
市民文化系施設	集会施設	—	—	—	
	文化施設	—	—	—	
社会教育系施設	図書館	1	—	1	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	—	2	
産業系施設	産業施設	—	1	1	
学校教育系施設	小学校	—	—	—	
	中学校	—	—	—	
	その他教育施設	2	—	2	
子育て支援施設	保育所	—	—	—	
	幼児・児童施設	2	—	2	
保健・福祉施設	福祉施設	6	—	6	【高齢者生きがい課】5台、【福祉課】1台
	保健施設	5	—	5	
医療施設	医療施設	—	—	—	
行政系施設	庁舎	36	3	39	【総務課(一元管理)】31台、【防災安全課】3台、【土木課】5台
	消防施設	19	17	36	
	防災・治水施設	—	—	—	
公園	公園	—	—	—	
供給処理施設	廃棄物処理施設	3	1	4	
	水道施設	11	1	12	【水道課】7台、【下水道課】5台
その他施設	その他施設	—	—	—	
合計		87	23	110	



## 資料2. LED照明の導入状況

### ●LED照明の導入状況(令和4年3月31日時点)(1/2)

大分類	中分類	施設名	施設所管課	照明器具数	令和3年度		備考
					LED器具数	蛍光灯器具数	
市民文化系施設	集会施設	古北にじいろ会館【公民館・学童保育所】	生涯学習課	—	—	—	建設時にLED器具設置
		古知野東公民館		123	0	123	
		古知野西公民館		102	3	99	
		草井地区学習等供用施設【児童館】		119	0	119	
		布袋北部地区学習等供用施設		124	3	121	
		布袋南部地区学習等供用施設		93	0	93	
	宮田地区学習等供用施設	101	8	93			
	文化施設	市民文化会館	市民サービス課	2258	57	2201	一部改修済み(便所)
布袋ふれあい会館【布袋支所】	317	6		311			
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツセンター	スポーツ推進課	—	—	—	建設時にLED器具設置
		武道館		331	259	72	一部改修済み(柔道場、剣道場等)
		市営グラウンド管理棟		20	0	20	
学校教育系施設	小学校	古知野南小学校 南舎	教育課	511	76	435	一部改修済み(便所)
		古知野南小学校 北舎		523	60	463	一部改修済み(便所)
		古知野南小学校 体育館		42	13	29	一部改修済み(便所)
		布袋北小学校 南舎		241	44	197	一部改修済み(便所)
		布袋北小学校 北舎		221	39	182	一部改修済み(便所)
		布袋北小学校 体育館		39	11	28	一部改修済み(便所)
		布袋小学校 南舎		359	47	312	一部改修済み(便所)
		布袋小学校 北舎		250	58	192	一部改修済み(便所)
		布袋小学校 体育館		24	10	14	一部改修済み(便所)
		古知野西小学校 南舎		262	13	249	一部改修済み(便所)
		古知野西小学校 北舎		221	20	201	一部改修済み(便所)
		古知野西小学校 体育館		35	4	31	一部改修済み(便所)
		古知野北小学校 南舎		301	37	264	一部改修済み(便所)
		古知野北小学校 北舎		285	24	261	一部改修済み(便所)
		古知野北小学校 体育館		44	8	36	一部改修済み(便所)
		草井小学校 南舎		222	25	197	一部改修済み(便所)
		草井小学校 北舎		341	48	293	一部改修済み(便所)
		草井小学校 体育館		45	13	32	一部改修済み(便所)
		古知野東小学校 校舎		505	53	452	一部改修済み(便所)
		古知野東小学校 体育館		28	5	23	一部改修済み(便所)
		宮田小学校 南舎		184	39	145	一部改修済み(便所)
		宮田小学校 北舎		392	78	314	一部改修済み(便所)
		宮田小学校 体育館		63	7	56	一部改修済み(便所)
		藤里小学校 南舎		363	49	314	一部改修済み(便所)
		藤里小学校 北舎		263	0	263	
		藤里小学校 体育館		40	2	38	一部改修済み(便所)
		門弟山小学校 南舎		93	12	81	一部改修済み(職員玄関)
		門弟山小学校 北舎		338	0	338	
	門弟山小学校 体育館	179	7	172	一部改修済み(便所)		
	中学校	古知野中学校 南舎	教育課	493	2	491	
		古知野中学校 北舎		309	18	291	一部改修済み(便所)
		古知野中学校 体育館		80	13	67	一部改修済み(便所等)
		布袋中学校 南舎		274	28	246	一部改修済み(便所)
		布袋中学校 北舎		235	30	205	一部改修済み(便所)
		布袋中学校 体育館		87	0	87	
		宮田中学校 南舎		356	0	356	
		宮田中学校 北舎		287	36	251	一部改修済み(便所)
		宮田中学校 体育館		33	4	29	一部改修済み(便所)
		北部中学校 南舎		184	17	167	一部改修済み(便所)
		北部中学校 中舎		210	21	189	一部改修済み(便所)
		北部中学校 北舎		54	21	33	一部改修済み(便所)
		北部中学校 体育館		62	0	62	
		西部中学校 校舎		495	0	495	
西部中学校 体育館		30		6	24	一部改修済み(便所)	
その他教育施設	北部学校給食センター	学校給食課	107	9	98	一部改修済み(便所)	
	南部学校給食センター		143	25	118	一部改修済み(便所等)	

※学校は体育館のアリーナ含まず

●LED 照明の導入状況(令和4年3月31日時点)(2/2)

大分類	中分類	施設名	施設所管課	照明器具数	令和3年度		備考	
					LED器具数	蛍光灯器具数		
子育て支援施設	保育所	布袋保育園	保育課	89	2	87		
		古知野中保育園		106	8	98		
		古知野南保育園		106	0	106		
		古知野北保育園		89	1	88		
		布袋北保育園		103	17	86		
		小鹿保育園		83	3	80		
		草井保育園		94	6	88		
		宮田保育園		100	0	100		
		古知野東保育園		141	0	141		
		古知野西保育園		88	38	50		
		布袋西保育園		104	0	104		
		宮田東保育園		121	0	121		
		中央保育園		111	4	107		
		宮田南保育園		113	0	113		
		藤里保育園		186	1	185		
	門弟山保育園	64	2	62				
	布袋東保育園	65	0	65				
	あずま保育園	104	1	103				
	幼児・児童施設	交通児童遊園	こども政策課	66	14	52	一部改修済み(便所)	
		古知野児童館		80	0	80		
藤ヶ丘児童館		86		0	86			
古知野西児童保育所		15		0	15			
宮田小学校学童室		36		33	3	一部改修済み(便所、共用部)		
門弟山小学校学童室		—		—	—	建設時にLED器具設置		
古知野東小学校学童室		—		—	—	建設時にLED器具設置		
古知野南学童保育所		—		—	—	建設時にLED器具設置		
布袋学童保育所	—	—	—	建設時にLED器具設置				
保健・福祉施設	福祉施設	老人福祉センター【中央コミュニティセンター】	高齢者生きがい課	318	16	302		
		高齢者生きがい活動センター		99	66	33		
		わかさ園	福祉課	78	9	69		
		在宅障害者デイ・サービス施設あゆみ		64	0	64		
		心身障害者小規模授産施設		35	20	15		
医療施設	医療施設	休日急病診療所	健康づくり課	64	1	63		
行政系施設	庁舎	市役所 庁舎(西)	総務課	643	431	212	一部改修済み(便所、廊下等)	
		市役所 庁舎(東)		593	119	474		
		草井支所		7	0	7		
		宮田支所		6	0	6		
		市役所西分庁舎		—	—	—	改修済み	
	消防施設	消防施設	消防庁舎	消防総務課	301	16	285	一部改修済み(通信室等)
			消防署東分署庁舎		102	8	94	一部改修済み(待機室等)
			消防団第3分団小折車庫		2	0	2	
			消防団第2分団宮後車庫		4	0	4	
			消防団第5分団本部車庫		17	0	17	
			消防団第3分団本部車庫		18	0	18	
			消防団第4分団本部車庫		17	0	17	
			消防団第2分団本部車庫		17	0	17	
			消防団第1分団東野車庫		2	2	0	改修済み
			消防団第1分団本部車庫		19	0	19	
消防団第3分団秋津車庫	3	0	3					
防災センター	—	—	—	建設時にLED器具設置				
公園	公園	中央公園(便所兼機械室)	都市計画課	8	0	8		
		蘇南公園(器具庫等)		30	0	30		
		五明公園(倉庫)		3	0	3		
		曼陀羅寺公園(休憩所等)		68	58	10	一部改修済み(便所)	
供給処理施設	廃棄物処理施設	環境事業センター	環境課	120	0	120		
		一般廃棄物最終処分場(管理室及び機械室)		16	0	16		
その他施設	その他施設	江南駅前便所		—	—	改修済み		

### 資料3. 再生可能エネルギー設備の導入状況

#### ●太陽光発電設備の導入状況(令和4年3月31日時点)

施設名	設置年月 (運転開始)	発電システム			発電量(kWh) ※令和3年度実績 (R3.4~R4.3)	用途	蓄電池の有無		その他の設備 (HEMSなど)
		出力 (kW)	基数 (数)	総出力 (kW)			(有の場合、容量)		
江南市役所	H22.3	15	1	15	11,900	施設電力	×		無し
江南市役所	H22.11	3.24	1	3.24	4,362	施設電力	×		無し
古知野中学校	H24.3	50.4	1	50.4	68,475	施設電力及び売電	×		無し
北部中学校	H23.2	50.4	1	50.4	60,940	施設電力及び売電	×		無し
江南市防災センター	H28.3	10	1	10	15,206	施設電力	○	15kW	HEMS、 充電設備(普通)
スポーツセンター	H30.4	20	1	20	37,315	施設電力	×		無し

#### ●小水力発電設備の導入状況(令和4年3月31日時点)

施設名	設置年月 (運転開始)	発電システム			発電量(kWh) ※令和3年度実績 (R3.4~R4.3)	用途	蓄電池の有無		その他の設備 (HEMSなど)
		出力 (kW)	基数 (数)	総出力 (kW)			(有の場合、容量)		
下般若配水場	R4.1	75	1	75	112,761	売電	×		無し

## 資料4. 排出係数・地球温暖化係数一覧

本実行計画における温室効果ガス排出量の算出に用いる排出係数、及び地球温暖化係数を以下に示します。ここに示す数値は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:令和4年7月1日政令第231号)」に基づくもので、本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスに関するものを抜粋したものです。施行令に基づく排出係数は必要に応じて見直しが行われますが、今後見直しがあった場合は、その都度見直し後の数値を用いることとします。

### (1)電気の使用に伴う排出係数

項 目	単 位	数 値
電 気(中部電力ミライズ(株) <sup>※1</sup> )	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.379
電 気(株エネット <sup>※1</sup> )	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.385

※1「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) -R2年度実績- R4.1.7 環境省・経済産業省公表、R4.2.17 一部修正、R4.7.14 一部追加・更新」における「メニュー別係数を公表している電気事業者から電気の供給を受けている場合であって、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が公表されていない場合に使用する係数」です。

### (2)燃料の燃焼に伴う排出係数

項 目	単 位	数 値
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32
灯 油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.49
軽 油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.58
A 重油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.71
液化石油ガス(LPG) <sup>※1</sup>	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	6.55
都市ガス <sup>※2</sup>	kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	2.23

※1 LPGの使用量が体積(m<sup>3</sup>)で計上されるので、重量あたりの排出係数 3.00kg-CO<sub>2</sub>/m<sup>3</sup>に 1000/458 を乗じて体積あたりに換算した。(「地方公共団体実行計画(事務事業編)算定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和4年3月 環境省)P.17 参照)

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められた標準状態(0℃, 1気圧)の体積(m<sup>3</sup>)あたりの値を、都市ガス供給を受ける際の一般的な条件(温度 15℃, 1.02 気圧)の体積あたりに換算した値(「地方公共団体実行計画(事務事業編)算定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和4年3月 環境省)P.18 参照)

### (3)ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用に伴う排出係数

項 目	メタン		一酸化二窒素	
	単 位	数 値	単 位	数 値
都市ガス <sup>※1</sup>	kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.0023	kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	0.000027

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定められた標準状態(0℃, 1気圧)の体積(m<sup>3</sup>)あたりの値を、都市ガス供給を受ける際の一般的な条件(温度 15℃, 1.02 気圧)の体積あたりに換算した値(「地方公共団体実行計画(事務事業編)算定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和4年3月 環境省)メタンは P.40、一酸化二窒素は P.69 参照)

#### (4)自動車の走行に伴う排出係数

燃料の種類	用途	メタン		一酸化二窒素	
		単位	数値	単位	数値
ガソリン・LPG	普通乗用車 小型乗用車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000010	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000029
ガソリン	普通貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000039
	小型貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000015	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000026
	軽貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000011	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000022
	特種用途車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000035	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000035
軽油	バス	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000017	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000025
	普通貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000015	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000014
	小型貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.0000076	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000009
	特種用途車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000013	kg-N <sub>2</sub> O/km	0.000025

#### (5)地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	数値
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1
メタン(CH <sub>4</sub> )	25
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298

【参考】

温室効果ガスの種類		数 値
ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン(HFC-23)	14,800
	ジフルオロメタン(HFC-32)	675
	フルオロメタン(HFC-41)	92
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン(HFC-125)	3,500
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HFC-134)	1,100
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HFC-134a)	1,430
	1,1,2-トリフルオロエタン(HFC-143)	353
	1,1,1-トリフルオロエタン(HFC-143a)	4,470
	1,2-ジフルオロエタン(HFC-152)	53
	1,1-ジフルオロエタン(HFC-152a)	124
	フルオロエタン(HFC-161)	12
	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(HFC-227ea)	3,220
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236fa)	9,810
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236ea)	1,370
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(HFC-236cb)	1,340
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245ca)	693
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HFC-245fa)	1,030
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(HFC-365mfc)	794
	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(HFC-43-10mee)	1,640
	パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン(PFC-14)
パーフルオロエタン(PFC-116)		12,200
パーフルオロプロパン(PFC-218)		8,830
パーフルオロシクロプロパン		17,340
パーフルオロブタン(PFC-31-10)		8,860
パーフルオロシクロブタン(PFC-c318)		10,300
パーフルオロペンタン(PFC-41-12)		9,160
パーフルオロヘキサン(PFC-51-14)		9,300
パーフルオロデカリン(PFC-91-18)		7,500
六ふつ化硫黄		22,800

---

## 資料5. 用語集

---

### あ行

#### いーぶい びーえいちぶい EV・PHV

EVとは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車といい、PHVとは、Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車という。

#### ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称のこと。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

#### エコドライブ

「環境に配慮した自動車の使用」のこと。具体的には、やさしい発進を心がける、無駄なアイドリングを止める、エアコンを適切に使用する、などをして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出量を減らす運転のこと。

#### えすでいーじーず SDGs(持続可能な開発目標)

平成 27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものである。

#### エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマークのこと。(財)日本環境協会が認定を行っている。

#### エネルギーの使用の合理化等に関する法律

国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。通称「省エネ法」と呼ばれる。

平成 25(2013)年の法改正において当初の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から名称が変更された。

#### 温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー(赤外線)が放出される。その赤外線が、大気中に存在する特定の微量気体にいったん吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、地球温暖化対策の推進に関する法律において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスとして指定されている。

## か行

### カーボンニュートラル

令和 32(2050)年までに地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会(脱炭素社会)を実現するために、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

### 環境基本法

公害対策基本法にかわって、平成5(1993)年 11 月に新たに制定された環境に関する最上位法のこと。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境施策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。この法律に基づき、地方自治体で環境基本条例が制定されている。

### 気候変動枠組条約

正式名称を「気候変動に関する国際連合枠組条約」という。地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行っていくため平成4(1992)年5月に採択され、平成6(1994)年3月に発効した。本条約は、地球の気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約で、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義務を課している。

### クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称のこと。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

### 江南市役所環境保全の行動計画(江南エコアクションプラン)

職員一人ひとりが自らの行動に責任を持ち、環境に負荷を与えないよう、また、軽減していくよう全庁的に推進していくものとして、各職場で環境に配慮した行動が日常業務に定着することを目的とし、平成 12(2000)年1月に策定。計画期間は平成 12(2000)年1月から平成 20(2008)年3月で、「資源、エネルギーの節約に関すること」、「公共施設の利用管理にあたっての環境配慮に関すること」、「公共施設整備における環境配慮に関すること」、「環境に関する意識の向上に関すること」の4項目を推進。

### COP

条約の締約国会議(Conference of the Parties)のこと。地球温暖化対策に関しては、COP21 は、平成 27(2015)年にフランスのパリで開かれた気候変動枠組条約第 21 回締約国会議のことを示し、COP27 は、令和4(2022)年 11 月にエジプトのシャルムで開かれた気候変動枠組条約第 27 回締約国会議のことを示す。

### ごみ減量「57運動」

焼却場で処理するごみの量が急激に増加した平成9(1997)年度からスタートした運動で、平成8(1996)年度の市民1人1日あたりの焼却場で処理するごみの量の 10%(概ね 57g)の減量を目的に、江南市という名前にちなんでいる。



## さ行

### 循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。わが国では、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる循環型社会形成推進法が平成 12(2000)年6月に制定され、この法律では、循環型社会の定義を「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

### 全熱交換機能

室内からの排気と、屋外からの吸気が全熱交換器内で熱と湿度を交換する機能のこと。空調稼働時、換気の際に捨てられてしまう室内の暖かさや涼しさを再利用(熱回収)しながら換気ができることから、外気をそのまま取り入れるより空調の負荷を減らすことができる。

## た行

### 脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出をゼロにすることを実現した社会のこと。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を低く抑える「低炭素社会」が主流だったが、パリ協定をきっかけに現在は「脱炭素社会」を目指している。

### 地球温暖化

大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが、人類の経済活動によって増加することによって地球全体の気温が上昇する現象のこと。地球温暖化が進む、継続することにより気候や生態系、農業などに対する影響が懸念されている。

### 地球温暖化係数

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの各種の温室効果ガスごとに定められる、温室効果の程度を示す値。温室効果を見積もる期間の長さによって変わる。一般的には、100年間の影響を考えた場合の数値が用いられており、この場合は、メタンは二酸化炭素の約25倍、一酸化二窒素は約300倍、フロン類は数百～2万倍となる。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。都道府県及び市町村は、第21条の1に基づき、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定することとされている。

平成 28(2016)年3月の改正において、自治体の取り組みが強化された。令和3(2021)年3月の改正では、基本理念に令和 32(2050)年までの脱炭素社会の実現が定義された。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令

地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガスとして定められているハイドロフルオロカーボンとパーフルオロカーボンの具体的な種類、温室効果ガス排出量の算定方法、温室効果ガス排出量の算定に用いる排出係数、地球温暖化係数の数値などについて定めている。

### 地球温暖化対策計画

我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。COP21で採択されたパリ協定を踏まえ、日本は、令和3(2021)年4月に、令和 32(2030)年度において、温室効果ガス 46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。これを受けて、令和 32(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 46%削減する目標達成のために各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。

## 低公害車

従来に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や、騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車や、低燃費かつ低排出ガス認定車があげられる。近年は技術開発が進み、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車を含む次世代自動車(低燃費かつ低排出ガス認定車を除く)の導入が急がれている。

## は行

### 排出係数

温室効果ガス排出量を算定する際に用いるもので、化石燃料や電気などのエネルギーを使用した場合に、どれだけ温室効果ガスが排出されるかを示す。使用するエネルギーの種類ごとに数値が定められている。本計画では主に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:令和4年6月24日政令第231号)」第3条及び第4条に基づいている。

### パリ協定

「京都議定書」の後継となるもので、令和2(2020)年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられている。

### PFI<sup>びーえふあーい</sup>制度

民間の資金と経営能力・技術力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法のことで、安くて優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としている。正式名称を、Private-Finance-Initiative という。

### PDCA<sup>びーでいーしーえー</sup>サイクル

Plan/Do/Check/Actionの頭文字を揃えたもので、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

### フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法、改正フロン法)

平成13(2001)年に、オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC))を適切に回収・破壊するため「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定された。その後、フロン類を取り巻く状況の変化を踏まえて、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体に渡る包括的な対策が取られるよう、平成25(2013)年に全面改正された。改定後は、フロン類製造輸入業者に対するフロン類製造量の削減、フロン類使用製品製造輸入業者に対するフロン類使用量の削減及びフロン類使用製品のユーザーに対する適正管理などの取組が追加された。

## ま行

### 緑のカーテン

つる性植物を窓の外にはわせることで、日差しを和らげて、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの水分蒸発により、体感温度も下がるといわれている。

## ら行

### リサイクル

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。

---

---

第四次江南市地球温暖化対策実行計画  
令和5年3月

発行 愛知県江南市  
編集 経済環境部環境課  
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地  
電話(0587)54-1111(代)

---

---